

名勝  
無鄰庵庭園  
保存管理指針

平成二十七年

京都市文化市民局

## 目次

### 第三章 保存管理

#### 第一章 保存管理指針策定の契機と目的

##### 第一節 指針策定の趣旨

##### 第二節 基本事項

##### 第二節 保存管理方針

#### 第二章 名勝無鄰庵庭園の成り立ちと現況

##### 第一節 成り立ち

第一項 築造期（明治二十六年～三十二年）

第二項 山県有朋生前期（明治三十二年～大正十一年）

第三項 山県家・財団所有期（大正十二年～昭和十五年）

第四項 京都市所管期（昭和十六年～現在）

##### 第三節 周辺地域との保存管理における調整

##### 第四節 現状変更に係る文化財保護法等

##### 第一節 本質的価値の再検討

第一項 本質的価値を踏まえた保存管理の基本方針

##### 第二項 本質的価値

#### 別添資料

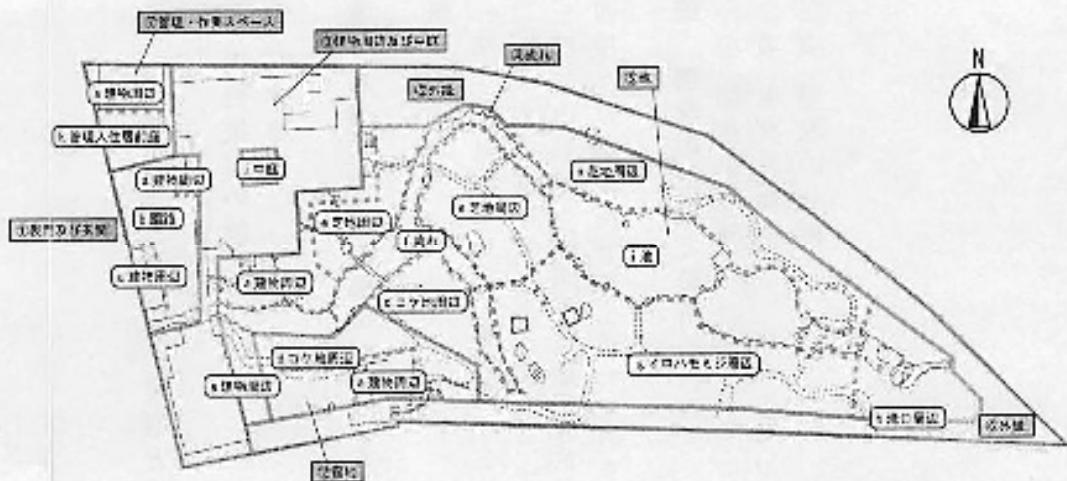
#### 第二章 現況の把握と分析

##### 第一項 関連法規制

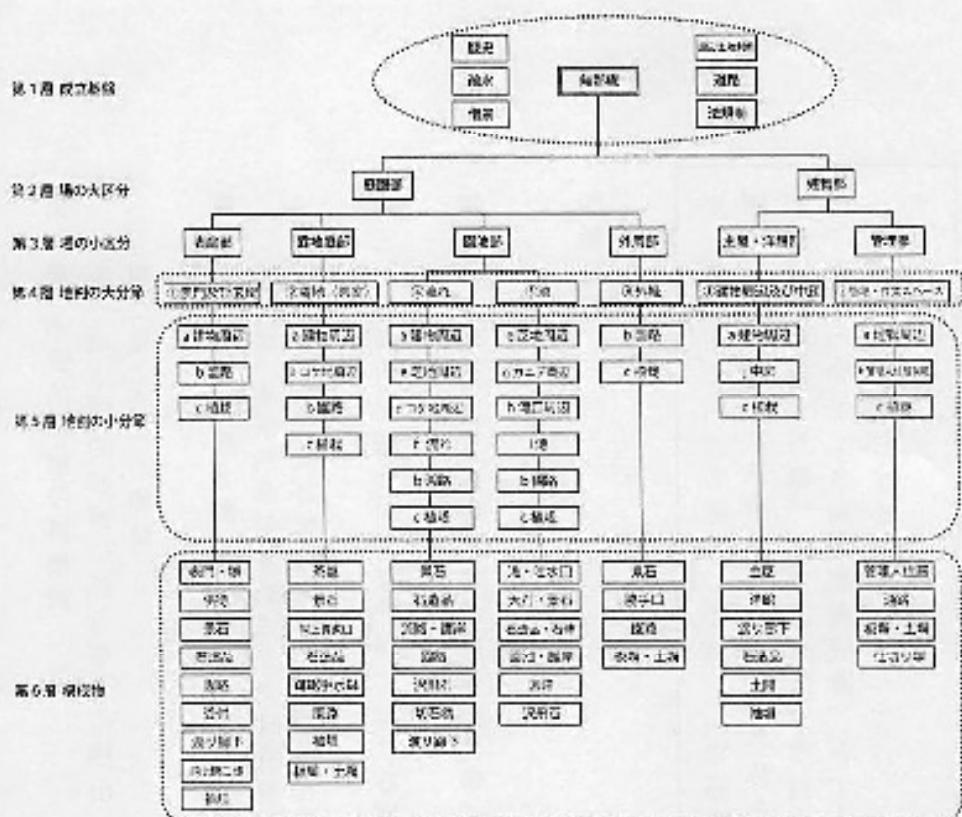
##### 第二項 現況の概説

##### 第三項 現況の分析

※ 京都市の施設名称としては、「京都市無鄰庵等条例」に基づいて（無鄰庵）、文化財名称としては、「京都府文化財総合目録」（京都府教育委員会）平成十八年に基づいて「名勝無鄰庵庭園」とする。また、第一・二・三と呼称する場合に限っては、「無勝庵」とする。

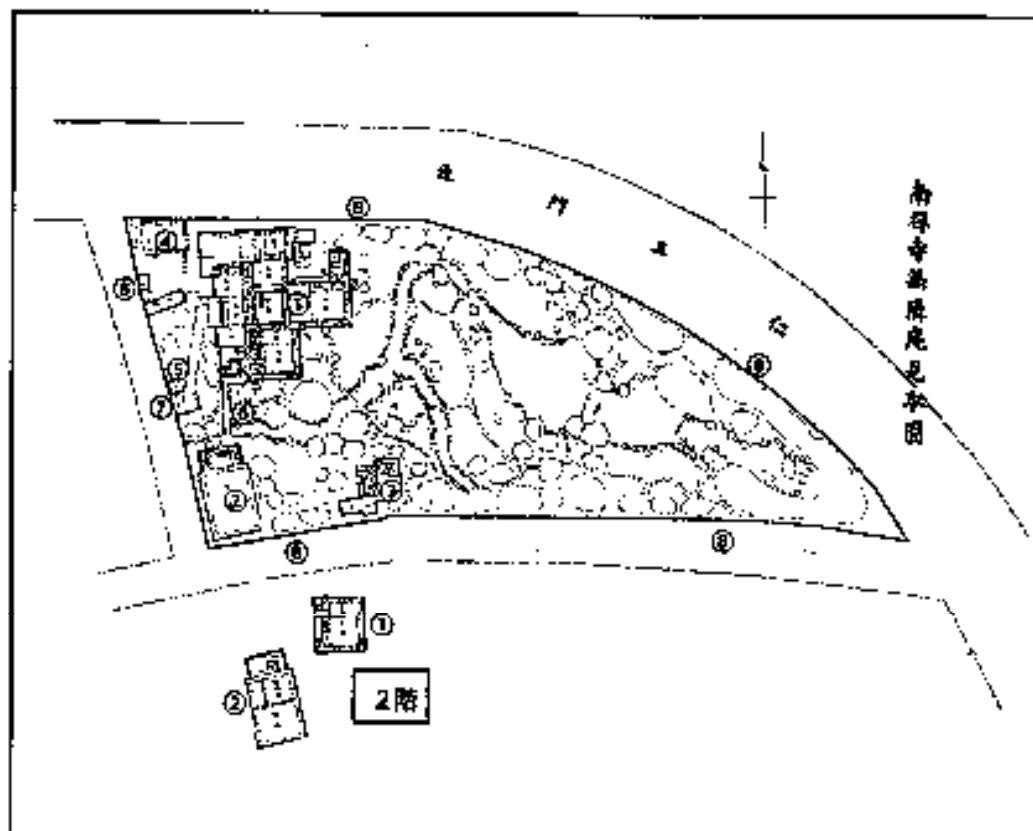


名勝無鄰庵庭園 形態概念図



名勝無鄰庵庭園 形態ツリー図

建造物・工作物					
名称	構造形式	建築面積	延床面積	屋根面積	
① 主屋	木造瓦葺(一部銅板、こけら 葺)平屋(一部二階)造	約 323 m <sup>2</sup>	876.85 m <sup>2</sup>	桜瓦	421 m <sup>2</sup>
				こけら	60 m <sup>2</sup>
				銅板	35 m <sup>2</sup>
② 洋館	焼瓦造瓦葺二階造、	77 m <sup>2</sup>	165.96 m <sup>2</sup>	桜瓦	93 m <sup>2</sup>
③ 茶室	木造瓦葺(一部こけら、杉皮葺 き)平屋造		88.67 m <sup>2</sup>	桜瓦	58 m <sup>2</sup>
				こけら	20 m <sup>2</sup>
				杉皮	2 m <sup>2</sup>
④ 管理人住居 (番人詰所)	木造平屋造瓦葺		36.04 m <sup>2</sup>	桜瓦	42 m <sup>2</sup>
⑤ 供待	木造瓦葺		3.68 m <sup>2</sup>	桜瓦	6 m <sup>2</sup>
⑥ 渡り廊下 (土庇)	木造銅板葺		23.14 m <sup>2</sup>	銅板	27 m <sup>2</sup>
				目板瓦	12 m <sup>2</sup>
⑦ 墓門		5.3 m <sup>2</sup>		桜瓦	11 m <sup>2</sup>
⑧ 板塀・土塀			189.9m 土塀		85.8m



名勝無鄰庵庭園 建造物・工作物一覧

# 第一章 保存管理策定の契機と目的

## 第一節 指針策定の趣旨

元来無鄰菴は、明治二十七年（一八九四）にかけて築造された、明治の元勲・山県有朋の別荘であった。それは、京都における近代庭園の先駆として知られる。昭和十六年（一九四一）には、山県家並びに財団法人無鄰庵保存会から京都市へ寄贈され、昭和二十六年（一九五一）には国の名勝指定を受けた。

無鄰庵は、東側を南禅寺境内、北側を京都市動物園、南側を京都市国際文化交流会館に囲まれた、好立地を誇っている。またその歴史・文化的由緒のある土地は、風光明媚な景勝地でもあり、京都開墾・南禅寺地域を語るうえで欠かせない名所として、市民をはじめ、観光客など数多くの来場者を迎えてきた。

平成一九年度からは、プロポーザル形式による恒常維持管理の実施業者選定を通じて、景観の改善が図ることとした。平成二十一、二十二年度にかけては、「名勝無鄰庵庭園整備検討委員会」を全四回開催し、無鄰庵の将来へのあり方について検討が行われた。

折しも無鄰庵は、本年・平成二十七年（一〇一五）に庭園建築百三十周年の節目を迎えるに次年度（平成二十八年度）には、史跡岩倉具視幽棲旧宅と共に指定管理者制度を導入するとしている。

本市では、これまでの無鄰庵の取り扱いを改めて見

直し、その魅力を活かし、より一層利用しやすい保存管理を行うことで、更に多くの市民をはじめとする多くの来訪者が集い、文化に触れると共に、憩える場となることを目指して保存管理指針を策定するものである。

## 第二節 基本事項

### 第一項 文化財

本計画は、名勝指定範囲を対象とし、それは無鄰菴の敷地全域と同等である。指定にかかる基本事項は、以下のとおりである。

水辺の芝生は広い水面と共に明るい近代的庭景を与えるのに役立っている。樹林を越えて東山の諸峯は背景となる。明治時代における優秀な庭園である。

(六) 指定地域 左京区南禅寺草川町

三〇一三、三〇一六、三一

(七) 指定地の面積と内訳  
約三千三百九十四・三八平方メートル

### 第二項 市有施設

(一) 種別 名勝  
(二) 名称 無鄰庵庭園  
(三) 所在地 左京区南禅寺草川町  
(四) 指定年月日及び告示番号

昭和二十六年（一九五一）六月九日

文化財保護委員会告示第一九号

（たゞし）昭和二十八年（一九五三）四月四日付

#### （五）指定理由

(1) 指定基準 名勝 1  
(2) 説明

無鄰菴は、當時一般公開されており、母屋2階座敷と茶室が一般貸出されている。入場者の多くは、受付横の潜り門から入場し、庭園を眺めつつ母屋たまきを通じ、滝口付近まで行き、茶室を外から見学した後、洋館を見学し、再び潜り門から退場している。開場時間については、通常午後五時までである。

以下、平成二十七年度時点の入場料、母屋・茶室の貸し出し、入場者数状況を概説する。

無鄰庵は、明治二十七、八年（一八九四、一八九五）頃山県有朋の別邸として築造されたものである。東部に三段より成る滝を落し、溪流を作り、沢渡をおき、やがて溪流を広げて池の趣を現わし、再び水流となし、池の流れと合して西に導く。水は常に浅くゆたかに波を打つて美しく流れ、二、三箇所に落水を作っている。

(一) 入場料等  
・開場時間 午前九時から午後五時まで（入場は午後四時三十分まで）  
・休場日 十二月二十九日から翌年一月三日まで  
・入場料 一名 四百円（小学生以上）

## (二) 母屋、茶室の貸し出し

・母屋

使用時間…午前九時から午後五時まで

使用料…午前三千八十円、午後三千六百円、全日五千

百四十円（入場料は別途必要）

貸室…二階の次の間（四畳）、八畳間のみ

備品（座布団、座卓、湯呑、急須、ポット等）無料

・茶室

使用時間…午前九時から午後五時まで

使用料…午前三千八十円、午後三千六百円、全日五千

百四十円（入場料は別途必要）

貸室…茶室

備品（ポット、急須、湯呑、茶釜、やかん等）無料

・茶室

## (三) 入場者数の推移

近年では、平成二五年度に年間約五万四千人が訪れて  
いる。来園者数のピークは昭和五十二年度（一九七七）  
の約五万五千人、最小は昭和五十七年度の約二万七千  
人であつて、平均年間四万人余が訪れている。  
昭和五十二年度に入場者数が増加したのは、考えら  
れる要因として、駒上インクライン復元工事及び散策  
道路完成（昭和五十二年完成）が挙げられる。



## 第一節 無鄰菴の成り立ち

### 第一項 築造期(明治二十七年—二十九年)

#### (一) 無鄰菴築造前夜

山県有朋(一八三八—一九二二)は、無鄰菴と呼ばれる邸宅を生涯に三箇所築造した。一つ目は、慶應三年(一八六七年)、山県の故郷である長州(現在の山口県吉田の清水山山麓)に落とした草庵。二つ目は木屋町二条下るに営まれた別荘。当該の無隣庵は、京都における二番目の別荘となる。これらの草庵と二つの別荘は、成立の早い順で、第一、二、三無隣庵と呼ばれる。つまり、名勝無鄰庵園は、第三無隣庵に該当する。

以下、『国史大辞典』<sup>23)</sup>の記述に即して、明治初年から無鄰庵の築造が始まった明治二十七年(一八九四)頃までの山県の足跡を概説する。

山県は、明治二年の華族制度の成立を受け、伯爵を授けられた。同年、かねてより外遊を希望していた山県は、長州藩主から歐州視察を命ぜられ、西洋の文明の高さに衝撃を受けた。帰國後山県は、兵部小輔、同大輔、陸軍大輔、陸軍卿、近衛都督を歴任し、参議を務めた。その後、いくつかの要職を経て、明治十四年、伊藤博文に代わって參事院議長、ついで明治十六年の内務卿(後の内務大臣)に就任した。その後、明治二十一一年に再び渡欧し、立憲制の準備にあたつて地方制度の視察を行つた。帰國の直後、總辞職した

黒田清隆内閣の後を受けて、明治二十二年十二月に総理大臣に任命され、同二十四年に辞職した。これが第一次山県内閣である。

続く第二次伊藤内閣の元で法務を務めた山県は、枢密院議長に就いた後、明治二十七年の日清戦争の勃発により召還された。帰國後、監軍の地位につき、同二十八年には陸相を兼任した。この時、日清戦争の功劳が認められた山県は、侯爵を授かっている。

無鄰庵の築造が始まった明治二十七年頃の山県は、内政あるいは海外の軍務などに多忙を極めていた。

#### (二) 無鄰菴の成立の時代背景

無鄰庵の築造が始まった明治二十七年は、日本における産業革命の只中であり、日清戦争が開戦した年であつた。また同時期の京都では、京都と当時の京都府第二の都市であった舞鶴をつなぐ京鶴鉄道の築渠が通過し、翌年の第四回国勧業博覧会と平安神宮千百年記念祭・平安神宮の創建準備が行われている最中であり、それらの準備は、戰時下も予定どおり進められていた。

無鄰庵が完成した明治二十九年は、同二十八年の日清戦争勝利後、日清通商航海条約に調印された翌年に当たる。その間、京都は博覽会や先勝祝賀会の高揚の中にあつたが、政府は早くも次の戦争の準備に取り掛かっており、諸侯の三国干涉による対外的緊張状態

にあつた。このように無鄰菴は、激動の時代の禍中で政府の重責を担つていた人物によつて築造されたことになる。

一方、無鄰菴の築造の立地的足場となつた琵琶湖疏水の成立を見逃すことができない。それは、天皇東幸後の「京都策」二期目の中心的な施策として、主に工業の近代化に資する目的で引かれたが、田辺朔郎の発案により水力エネルギー、運河の開発、さらには上下水道・灌漑用水・電気エネルギーの利用が付加されることになった。<sup>(4)</sup>

それにより当初は工業用地として計画された南禅寺界隈は、別荘地として塚本与三次を中心開発が進められることとなつた。山県有朋の無鄰菴の誘致は、こうした別荘地開発の先駆けとして行われたといわれている。<sup>(5)</sup>

(三) 第二無隣庵の築造から第三無隣庵の完成まで

以下、矢ヶ崎善太郎『近代京都の東山地域における別邸・別宅群の形成と敷寄空間に関する研究』に依拠して、第二無隣庵の築造から譲渡、その後の第三無隣庵の土地取得について概説する。

山県による最初の京都別邸である第二無隣庵は、第一次内閣を辞職した明治二十四年（一八九一年）に、京都木屋町二条の角倉別邸跡に築造された。その普請内容は明確ではない。翌年、山県は同所の管理人、下村一貴を通じ隣接地の借入を京都府に出願するが、京都府に出願するが、

都府は認可しなかつた。同年十一月、一年四ヶ月あまりの短期間をもつて木屋町二条の地は手放された。  
矢ヶ崎は、明治二十五年六月一七日から二週間程度第二無隣庵に山県が滞在したことを伝える「日出新聞」の記事より、その滞在中に第五代京都市知事を務めた中井弘や実業家の久原庄三郎と第二無隣庵で会合し、南禅寺近傍を散策したこと指摘し、以下のよう述べる。

元却前山の第二無隣庵で、山縣と久原や中井との間で何が話しあわれていたのか、今それを知る資料はない。しかし、山縣の有力者との同行が報道され、その鏡に山縣が第二次無隣庵を元却し東山南禅寺の近傍に第三次無隣庵を造営する事実を証明すると、山縣の第二次無隣庵元却と南禅寺近傍での第三次無隣庵の建設に、久原や中井が何らかの関わりをもつていたとする仮定も成立しよう。<sup>(6)</sup>

無鄰庵の築造が始まった時期は、「続江湖快心錄」の著者である黒田誠（天外）が明治三十三年に山県に聞いたところでは、明治二十七年である。<sup>(7)</sup> 同書によると、同年山県は日清戦争に出征していたことから、久原庄三郎に庵の築造を託したが、翌年病により召還された開眼を要機として、別荘の敷地拡張を企図することになつた。同二十八年には、無鄰庵への鉄管の敷設と引水の工事が京都市水利事務所によつて行われた。

この拡張工事は、同二十九年まで続いた。ここにきて完成に至った。

厳密に土地所有の経緯を辿れば、「山縣は一部については明治二十九年まで、大部分は同三十五年まで、久原庄三郎あるいは京都市の所有地で別邸を造営、庭園をつくり完成させ、後に譲つてもらつていことになる」<sup>(1)</sup>。なお、『京都坊目録』によると、「無鄰菴の敷地の前身は、近世には瓢亭と並んで著名であった旧丹後屋<sup>(2)</sup>と推定されている。また『新撰花名勝図会』には、現在の位置に移設される前の南禅寺の懸門と丹後屋、瓢亭が東西に並立した情景が描かれている<sup>(3)</sup>。

- (1) 矢ヶ崎善太郎「近代京都の東山地域における別邸・別宅群の形成と散居空間に關する研究」一九九八、34頁  
(2) 国史大辞典編纂委員会編「国史大辞典 第14巻」古川弘文館、一九九三、117-18頁  
(3) 京都市・京都の歴史 古都の近代・学芸書林、一九七五、85-88頁
- (4) 京都市・史料京都の歴史 第2巻 左京区、一九八五、52頁  
(5) 矢ヶ崎善太郎「論考」、15頁  
(6) 黒田天外・続江湖快心錄・黒田誠、一九〇七、8頁  
(7) 矢ヶ崎善太郎「論考」、42頁  
(8) 新修京都報第十九 京都坊目録三・林泉書店、一九六八、543頁  
(9) 京都市・史料京都の歴史 第2巻 左京区、161頁  
(10) 「南禅寺総門外並林葉記」新撰花名勝図会、第二卷

## 第二項 山県有朋利用期(明治三十年～大正十一年)

山県は、椿山荘(東京都文京区)や古稀庵(神奈川県小田原市)を自宅とし、それぞれに庭を築造していった。無鄰菴は、これらの自邸に伴う別荘の位址づけにあつたが、高橋義雄は、「是れ(無鄰菴)が公の大規模なる庭園の处女作である」と述べている<sup>(1)</sup>。

明治三十六年四月には、無鄰菴の洋館において、山県と伊藤博文、桂太郎、小村寿太郎による会談が行われ、日露開戦が決定される場となつた。その出来事について、桂太郎は自叙伝において、以下のように述懐している<sup>(2)</sup>。

「當時、西京の山縣侯別邸にて、藤浪、外相、予と会談の事を繰り返しに、僕之に同意し、[一]一日午後三人相約後して、西京山縣侯の邸に至り、前述の主張に於て賛成せしに、事の止む可らざるを認め、此基盤の上に、隣國と談判を開始する事を決議せり。」

京都市土木局庶務課が編纂した「無鄰菴」によると、「長くも明治三十一年十月二十四日には、皇太子殿下の行啓を看うし、また大正十一年十一月十二日には、皇后陛下の御立寄の光榮に浴してゐる」と記述されている<sup>(3)</sup>。

大正十年、松風嘉定を発起人に結成された洛陶会が

主催した東山大茶会において、無鄰菴は、煎茶席として用いられた。

#### (一) 無鄰菴における黒田誠の体験

明治三十三年に山縣と談話した黒田誠（天外）は、「統江湖快心録」に当時の無鄰菴の様子を記している。その当時の状況について読み下し、資料並びに現状との照合を行う。

庭下駄を穿ち、深「十步」十「歩」と清韵を晦し去る前庭を過れば、左方は櫛の木二三十本、針葉の葉穂々として流れを拂み林をなし、前には大佛の石垣とも思はれても鐵壁面白き巨石は屹然として時だちぬ。

母屋の座敷より東方を向き、その西側に二、三十本のモミが林立し、大佛（殿）の石垣から移設されたと思われるほどの特徴的な鐵をもつた巨石が掘えられていた。

当該箇所は、現在の（池一・芝地周辺・西側）である。座敷西側のモミの群植は、本数の減はあるとみられるが現存する。母屋の座敷西側のここでの大仏殿とは方広寺であり、現存するその石垣が想定されているとみられる。

この巨石について山縣は、「それで此石は親ら醍醐の山へ行て切出さしたのであるが、豈公が庭を作る時に切出そうとして、遣ひ残りになつた石がそこここに

悉々してゐて、中には其刃跡が残つてあるものがある、炒ぢやないか喰。」と言つたといふ。

同件について高橋萬雄は、「此の大石は無鄰庵庭前の主人公とも見るべきもので、之を此庭前に拉致するに就て一場の物語りがある、初め山縣公の無鄰庵を築造せらるゝや、一日豈太閤の經營に係る大佛殿の石垣を見て、其大石は何處から運ばれた物かと問ひ質されたが、是は其當時醍醐の山奥より引かれた者で、山科の谷間には今でも其取扱しの大石があると言ふ事を聞かれて公は俄に興味を燃し、実地検分の上遂に此石に若目せられたが、因より非常の大石なれば牛二十四頭を以て牽き来るに、道路がメリ込で運搬非常に困難を感じしも、今日と遼ひ其頃は道路に障害物が少かつたので、首尾よく庭前に引入る事ができたきうである」と述べております。山縣の言述が脚色されている。

左方の小徑を繞り、杉樹の蔭を過ぎて巨石の裏手に出れば、こゝは鬼芝を細かく薙こみたるや、平坦の小丘にして、左方は杉樹盛々とし、右方は清流の上にしてや、廣く池の如くひろがれるが、其底はいと淺くして尚ほ川の趣致を失はず、打机ありて一段をなし水落て涼然たり。

周囲に杉が植わる巨石付近の園路を西奥に進むと、芝生が細かく刈り込まれた平坦な小丘に至る。その北側には杉がそびえ立ち、南西側にはやや池のよう

幅の広がった流れが広がる。流れ底はとても浅く、打杭によつて落差が一段築かれていた。

当該箇所は、現在の「(5)池—h流口周辺」であり、現状との大きな違いはみられない。

川に沿ひ班入り街の茂れる小徑を構ぎりし時、取次の人は後ろを離りみ曰く、アヘ、侯爵が見江ました。左樹ならばと、流れを撇り前方に向ひ辭し去る。

流れに沿つてある園路の傍らには、班入りの壁が植わつていた。

当該箇所は、現在の「(5)池—e芝地周辺・北側」であり、現状との大きな違いはみられない。この班入りの壁は現存する。

再び廻入りの茂れる小徑を過ぎ、川べりに出で前方を見れば、松樹櫻樹など錯出掩映して稍暗き處、白玉羅の如き大澤盛り、突然低窪せる怪石巨礫に觸れて三脚となり、其堅硬々潔々とし、兩岸の樹木小草また氣勢を生ずる如く覺へぬ。

前述の廻入りの壁が植わつた箇所から南進し、「沢飛び石の打たれた」流れに至り東側を見ると杉や紅葉が林立する暗がりの中に、玉藻の白滝のような滝が、突如として高くなづえ、(それは)特徴的な巨石によつて三段に組まれており、大きな音を立てて激しく流れで

いた。

当該箇所は、現在の「(5)池—h流口周辺」である。山県は、この滝に関して「：此前東京から連て来た樂駄師は、あの石の畔にす一つと前へ向て枝の垂れ走つてゐる松を殺るとよいといふたが、どうも此地には夫に適當したよい松がないからいかん、それで其樂駄師は、ここに坐つて三日考へておつたか、夫まで瀧壺がなかつたのをこしらへることと、外一二注意して、もう外には何にも申上ることがないと云ふて帰りおつた」という逸話を述べている。

この東京の樂駄師とは、山県が好んで使つた「(岩本)勝五郎」という庭師であつたとみられる。

遊貸之を久占し川を渡りしが、前岸は櫻樹櫻樹々とし、其奥に八九階層との石塔を安んず。こゝを過て岸邊は前頭の如き芝崎いと淨く、櫻樹並に岩石の配置また面白し。

黒田がつくづく感心しながら流れを渡ると、前方南側の岸辺には樹木が生い茂り、八・九重の石塔が据えられていた。(その辺りを過ぎて)岸辺に至ると、背い毛氈のようにならかな芝地があり、紅葉が並び立つ中には景石が据えられていた。

当該箇所は、現在の「(5)池—gカエデ周辺」である。ここで言及されている八・九重の石塔は、現存しない。また、紅葉林と景石との関係性に關心が置かれている。

(二) 黒田鶴が聞き書きした山県有朋の言述

山県と談話をした黒田天外は、自身の体験談に加えて、山県との会話についても記録している。

この石の据へ方などなかへ、苦しんだじや」と、圓に然らむ。

(5) 地一〇カニテ周辺の（景石の据え方は、とても困難であった。）

左の平面石の勘の下屈く裂せるを指改し、曰く、之は據あた時はよかうが、苦が上りをりて屈べぬから困つてゐるのだ。と

山県は、苦の下が低く沈んだ平坦な石の一つを指さし、苦が盛り上がり次第に低くなつて困つていた。その箇所がどこであるかは、不明である。

左手なる小徑を過れば、一軒の茶室あり。傍曰く、「これは元岡本某とかいふ國學もあり且つ茶の好な者が建たるもので、以前は彼方にあつたのをこゝへ引かせたのだ」

南手の國路を進めば、一棟の茶室があつた。山県いわく、元々これが国学者で茶の湯を好んだ岡本某が建

てたものであり、以前は別所にあつたものを無鄰菴に移築した。

当該箇所は、現在の（②躋地—⑨建物周辺）である。この岡本某という人物について、具体的な説明はないが、同時代に活躍した国学者には、岡本保季（1797—1878）がいる。<sup>18</sup> なお高橋義雄は、山県が「明治八年頃東京近郊遠參の際、日自椿山に岡本某の所有した西旗本の下屋敷があつたのを買取り、之を拡張して例の椿山荘を經營せられた」と述べている。<sup>19</sup> この「岡本某」は、椿太の開拓に携わったことでも知られる岡本章庵（1839—1904）である。<sup>20</sup> ところで、高橋は、この茶室の由来を「珠光の好みで、故内緒智の家に在る燕庵を写されたるもので、是は丹波の古望某氏方にあつた古席を躋地石、石燈籠諸共に当初に移されたと云う事である」と述べているが<sup>21</sup> 、山県の諱言とは合致しない。

また高橋は、この茶室の利用について、「明治二十九年京都南禅寺畔に無隣庵を經營せられたときには、庭園に三疊台目の茶室を造り、京都の道具商で松岡嘉兵衛と云つた老人を招いて点茶手前を稽古し、又茶客を招ぐに必要な道具を取扱へ、自ら主人と務つて当地の茶人伊集院兼常領月宗匠などを呼ばれた事があつた」と述べおり<sup>22</sup> 、山県が松岡嘉兵衛<sup>23</sup> という道具商から茶の湯の手前を習つた可能性が示されている。

18 佐藤西平、勾欄のつきたる機器を指して曰く、

は元利休が爲つてあつたのを取拂つたので、御山など  
細く見へ眺望がよいから出て見玉へ。と、余は乃ち出  
て樹に凭りしが、此日は天氣いと清和なるも、薄き雲  
立置めて御山はよく見へず、前なる東山は遠々として  
尚ほ一處の薄緑を窺ひるが如く、萬殊に佳絶なり  
。奥曰く、久々、今日は難でよく見へん。

山県は、茶室北西の勾欄が付いた縁の端を指さして  
、その部分には元々利休像が祀つてあつたが、取り払  
つた。そこからは、比叡山がよく見えて眺望がよかつ  
たといふ。  
現状の茶室も、北西角には勾欄が付き外が眺められる  
ようになつてゐる。また、茶室西角に利休像が祀られ  
ていたということは、その箇所が祖堂（利休堂）であ  
つたことを意味し、その茶室は千家との縁があつた可  
能性がある。

悉く見終り僕に従つて出しが、余は此茶室如何といふ  
御名でよいですかと問へば。僕は答へて、ム、まぢ  
草川庵とでもしようかと思ふので、夫は此前の小川は  
草川といひ、昔からの名所であるといふのから。と、  
語られた。

黒田は山県に茶室の名称を訪ねた所、そもそもこの  
(敷地の前を流れる)小川は、草川と言い、昔からの  
名所なので、草川庵とでもしようと言つた。

『京都坊目録』によると草川は、「水源駒が瀧に発し  
て樹に凭りしが、此日は天氣いと清和なるも、薄き雲  
立置めて御山はよく見へず、前なる東山は遠々として  
尚ほ一處の薄緑を窺ひるが如く、萬殊に佳絶なり  
。奥曰く、久々、今日は難でよく見へん」。

末は白川に合す」。とあり、南禪寺境内の東側山  
奥に現存する駒ヶ瀧を源流とする小川であつたが、現  
在は失われてゐると考えられる。前述の『新撰花  
落名勝圖会』の挿図では、丹後屋と福亭の北側に一筋  
の流れが東西に流れる様子を確認できる。江戸期  
は丹後屋と福亭は、「古今の名物両店の繁盛ハこれも花  
格の一奇といふべし」といわれた。

さらに『都林泉名勝圖会』には、「名物南禅寺湯豆腐  
店」として、丹波屋の店先の鐵子を描いた押図があり  
、店内には水流上に橋が架かけられた様子が描かれて  
いる。『新撰花落名勝圖会』と『都林泉名勝圖会』の挿  
図を照合すれば、その水流は、暗渠を潜つて福亭に通  
じていた可能性がある。

また過む數歩、僕は織布の下流と草川と合流する畔に  
佇立し、南手なる西洋造の二層樓を廻りみて曰く、ど  
うもこんな建築は妙でないが、物を藏れる倉庫がない  
からそれで造つたのだ。ヲ、いづれ築替した樹木な  
どで此方は遮蔽すつもりぢやが。と、小石橋を渡り、  
徒ひて書院に歸りぬ。

山県は、滝からの西側の流れと草川が合流する地点  
に立ち、南方にある二階建ての洋風建築は、収蔵する  
倉庫がないので造つたものであり、いずれ樹木で隠す  
とさせて遮蔽するつもりと言つた。その後、小さな石

橋を渡りて書院に帰った。

当該箇所は、現在の（④流れ一ヶ地周辺）である。この洋館について、高橋は「西洋館は老公の防寒室とも云うべき者である」と述べている（…）。

それで此地の聚能師などは、瀑布の岩石の間に歯架を継るといへば不思議に思ふ。機の樹もここに三十本程度たが、當時は櫻樹といへば聚能師の前に樹か一二木よりなかつて、一向使はんものと見へたが、今では何十本でも持つてゐる。

山県は、黒田を引き連れて書院に戻り、庭造りについての具体的な所見を述べた。滝石組みの間に生えるシダ（⑤池一ヶ月口周辺）やモミ（⑥外縁・北西端）は、山県によつて意図的に植えたものであつたが、庭の築造当時は一般的ではなかつた。

また此川の畔に、野によく咲である、アアそれ、ヲラ木風、木瓜を継さしたが、三年かかつてもどうもつかん、其癖野では踏たり何かしてよく咲てゐるが喰。そうしれ尚ほ川畔には、沿に附着たように低く繁殖をするつもりで、聚能師に刈込を命じてあるのだ。

（⑦流れ一ヶ地周辺、モ芝地周辺・東側）の園路際に植えられたボケは、山県によつて意図的に植えられたものであり、（⑧流れ一ヶ地周辺、モ芝地周辺

・西側）の景石周りに植えられたサツキ（勝御）は、山県自身が岩に附着したようく低く刈り込むよう聚能師（聚能師／たくだし）に指示していた。

それから京都の庭には苔の癒を取んじて芝などといふものは殆ど使はんが、この庭園一面に苔をつけるといふとは大変でもあるし、また苔によつては面白くないから、私は断じて芝を栽ることにした。尤も川の此方由先の久原が樹で覆いたので、彼方は鬼芝を栽つてそれで時々刈せる、費用はなかなかかかるが此方がよいようじや。夫でこの庭園の樹木は重に杉樹と、楓樹と、そして葉樹三本とでもたするいふ自分の心算であるがどうか。また水といふことについて、従来の人は重に池をこしらへたが、自分は夫より川の方が趣我があるやうだと思ふ。よく山林などへ行くと、此前のような清川が湖々と綴（めぐ）つて流れであるが、あの方が面白いからこそ江戸川にしたので、と

山県は、園内の地被植物を苔ではなく、芝とすることを意図した。但し、一部は既に久原が植栽していたため、その他の範囲はオニシバを植えた（…）。このでの、久原が植栽した地被植物の種類と位置は記述されていない。

無鄰菴の樹木について山県は、主として杉と紅葉、ヤマザクラ（葉桜）で構成されることを意図していた。このヤマザクラ三本は現存しない。また水の取り扱

いとして、山県は田舎好まれてきた地ではなく、山村を流れるような清らかな川であることを望んだ。

(三) 石碑「御賜稚松の記」「みる山県有朋の無難菴に対する關心

山県は、明治三十四年(明治天皇から御所の稚松二株が国内に下賜されたことを記念して、明治三十四年(一九〇一)(十一月に「御賜稚松の記」と題した石碑を建立している。その文面には、山県の無難菴に対する關心を伺わせる節がある。<sup>10</sup>)

この出来事について高橋は、「然るに明治天皇陛下此事を聞し召れ、京都宮廷の稚松二株を賜はつたので、公は之を庭前に植ゑ、程経て其松の写真を天覧に供するや、陛下より有り難き御製を賜はつたので、公は恩賜稚松の記の石碑を建て(後略)」たと述べている。<sup>11</sup>

なお、この松は、枯死して現存しない。そのうち一本は平成十七年十一月に松のザイセンチュウによる被寄により枯死し、伐採撤去された。

自然の風景には富たれとながれのほそきかいささか物たらぬ心地すれば琵琶湖の疏水を松杉深きあたりに引入れしに瀕る瀬の音のはけしくみやまのおくもかくこそあらめと思ふはがりなり又ながれのゆるやかなるは沙(砂)白く磨すみて魚のひれあるさまなど見ゆ

元々、無難菴の立地は、自然の風趣に恵まれていたが、山県は、(草川の)木の流れの細さに物足りなさを感じられていた。そこで、琵琶湖疏水の水を西側から引き、周囲に松と杉を植えたところ、激しい水音が響く深山の奥といつた様相になつた。またその後、流れとなつた水流は緩やかで、池底の白砂が魚の跡を通り透けて見えた。

ここから、(⑤池一トロ滝口周辺)の松と杉は、山県が意図的に植えたこと、琵琶湖疏水の豊富な水量と清浄さを重要視していたことが読みとれる。水流は、滝口が激しい一方で、流路になると穏やかであった。

なお、山県は、無難菴への疏水の引水に当たつて、

琵琶湖疏水の設計に携わった田辺朔郎に手紙を送っている(「山県有朋答簡」)。<sup>12</sup>)

又ふたづみづかさなりたるもおかし昔の昔みたる中江名もしらぬ草の花咲出たるものづらし

二つ三つ重なるのが趣のある昔の昔味の中に、名も知らぬ花が咲き出るのも賞美すべきである。

ここから、山県が国内の多様な昔に趣を感じ、さらばその中に野草が生える様を案晴らしいと感じていたことが分かる。

私は夕日のほなやかにさして紅葉のにほひたる冬は雪をいたたける比叡の峯の寒におちくるにいちして折折

のながめいはむかたなし

春夏秋冬の景物の趣を述べる中で、秋は、明るく人目を引きつける夕日に映えて紅葉が美しかった。冬については、比叡山の頂に抱かれる雪が窓に落ちてくる気がする。四季折々の眺めは何とも言ひようがない。

ここから、紅葉と、主屋内からの比叡山への眺めが意識されていたことが知られる。

庭には文をよみ夕には歌を詠しあるは茶を品し碁を圍み又は酒をくみ時に今古を談論するなどたたに世の風を洗ふのみかはきるに此草庵の成りたることおもほゑすもかしこき

朝には文草を読み、夕方には歌を詠む。また茶を嗜み、碁を打ち、酒を飲むときに、古今について話し合う。単に世の中の煩わしい雜事から逃れるだけのやうう。單に世の中の煩わしい雜事から逃れると感じた。

ここから山県にとって無鄰菴は、世塵から逃れ親しい人と交わり、文芸や飲食を楽しむための場所であつたことが知られる。

(四) 山県の周囲の人々における無鄰菴への関心  
黒田頼に対して山県は、無鄰菴の庭の築造に当たつての意図を以下のように述べている。

そこでいよいよ庭園をやりかかることになつたが、京都に於る庭園は幽遠といふことを重んじて、豪壯だとが、雄大だとかいふ趣致が少しもない。いや誰の作だの、小堀遠州じやのといふた處で、多くは規模の小さい、茶人風の庭であつて面白くないから、己は己流の庭園を作ることに決した。(『続江湖快心錄』、6頁)

庭の築造の結果として山県は、伊集院兼常から以下のような所見を得たと述べている。

なかなか園藝について通じ男じやが、此庭園を見せてどうかと云うたら、実に結構だ。よく出来た。若し私にどうかと仰しやれば、そりや私は私の考へもあるが、そうすれば一々題をどうといふわけにいかず、皆變てがからねばならんが、然し之で結構で、實に名作ですと、伊集院から園藝博士の号を贈りおつたじや。アハハハ、どうか。(『続江湖快心錄』、9頁)

その伊集院兼常は、黒田に対して、「…ハア、山縣様の無鄰庵の庭ですか、あれは全く伯自身で造られたので、お衆人としては感服の外無いません。」と語っている(註)。黒田は、伊集院の後を受け、對龍山庄の施主となつた市田彌一郎についての記述の中で、「山縣伯爵の無鄰庵は彼の別荘と近く、時々過往して交情湧からず」であつたことに言及している(註)。また黒田は、無鄰庵に対する感想の中で、「何れも侯が心匠

のかかる余事にまで明龍秀絶なるを」と述べている。

以上のように黒田融による『江湖快心録』(明治三四年刊)と『続江湖快心録』(明治四〇年刊)では、山県が書いた所の「此地(京都)の豪庭師」の氏名は掲出されていない。

大正二年刊『続々江湖快心録』では、黒田の取材に対し、七代目小川治兵衛(以下、植治とする)は「處が山縣さんが無牌庭をお作りになることとなり、五尺くらゐの樅を五十本栽へろといふ御せつけでしたが、其頃櫻などといふものは庭木につかいませんので一向なく、漸やく方々から集めて育へましたが、只今では何處の庭園でも樅を多く用ひ、またどうだん、格、南天などを使ひますのも、山縣さんが嚆矢であります。その後平安神宮の神園を作るにつき、山縣さんへ行で居る植木屋を呼べとのことで私が命ぜられましたが」とあり、「此地(京都)の豪庭師」として樅を植えたのは、植治であることが当人から口述された。

山県が逝去した三年後の大正一四年に刊行された『山公遺稿』において高橋は、「山縣老公は、(中略)南禅寺門前通りの北側に新に無牌庭を經營せられたが、観覧は一切老公自身の指図で、その指図に従つて築庭の事に當つたのは今日余が同伴したる植治である」と記述している。

なお、山県の生前に親交を深め(?)、自らも庭造りに携わった高橋はあるが(?)、益田孝(純翁)は、

述懐した所では、山県「公は庭の事が最も御自慢で、私の直ぐ下の弟益田克徳には許して居られたが、益田幸だの高橋義雄だのは庭の事は駄目だから、君等は庭の事なぞはまあ云はぬ方がよからうと云うやうな調子であつた。或時高橋が、日白の椿山荘の庭に、柿の木は取り除いた方がよいと云ふたことがあるが、後で公は、高橋は庭の事はわからぬなあと云ふて居られた」という(?)。

詔題は不明であるが、『無鄰庵』には、「石は概ね礎脚の山から運ばれたものであるが、公はその選択、布置に当たつても「植治」の友次郎老人を相談相手に殆ど直接指揮せられたとのことである」と記されている。

(参考) 山県有朋利用期における来訪者の動線

『続江湖快心録』の無鄰庵の配述から推定される山県案内順路は、以下のよう順路であったと推察される。

園内には、座敷より入場して、園路を通じて東進し、北側から南北に流れる流路内に打たれた沢飛び石を渡り、さらに東側に通路を進め、園池北側の大石の前方に至る。そのまま道なりに進むと、庭入りの壁がみられ、三段の滝の前方に至る。そこから通路を南に向け道なりに西進すると、恩賜松の碑、茶室を横切り、座敷へと戻る。

(12) 横高第一郎編「公爵山県有朋傳 下巻」一九三三、6  
4213頁

(13) 京都市土木局庶務課・無鄰菴・京都市役所、一九四一、  
3頁

(14) 矢ヶ崎善太郎・前掲書、11759頁

(15) 黒田謙一・前掲書、6頁

(16) 山公造烈、280頁

(17) 黒田謙一・前掲書、8、9頁

(18) 高橋義男・目白梅山荘譜序・筆のあと

(19) 江戸後期から明治前期の国学者で、明治政府では大學  
中博士となりた。明治二年小石川柳町の家に没す。(國史大  
辞典編集委員会・國史大辞典第二卷・吉川弘文館、758頁)

(20) 山公造烈、24頁

(21) 林勝介・神太・千島に夢をかける—岡本卓庵の生涯  
「新人物往来社」二〇〇一

(22) 山公造烈、34頁・280頁

(23) 松岡左兵衛については、詳らかではないが、「新嘉京  
都歌書第九集」所収の「西京人物誌」(429頁)には、「上京  
区第二十三組新町東川北」で道具商を営んでいた松岡嘉右衛門  
の名がみえる。「春海齋古學」「波交」一七卷八号(一四号・  
一九六三)によると、松岡嘉右衛門は、道具商として三井寮に

出入りしていたことが知られる。

(25) 新修京都歌書第十九 京都坊田第三・林泉書店、19  
68、542頁

(26) 駒ヶ庵は、現在も水流が活きており、南禅寺参道の兩  
側を流れる南禅寺川に通じている。

(27) 新開花落名勝圖会 二巻

(28) 郡林泉名勝圖会 二之巻

(30) 山公造烈、278頁

(31) 山県が植栽したという鬼芝は、植物学的にいえばオニ  
シバ(学名・*Zoysia macrostachys*)であり、現存するシバ・  
野芝(2. *Japanese Stend*)とは、別種である。

(32) 京極林泉枯山水

(33) 山公造烈、2954頁

(34) 史料京都の歴史 第8巻 左京区、165頁

(35) 黒田謙一・江湖快心錄・黒田謙一、1901、23頁

(36) 濱江湖快心錄、23頁

(37) 濱江湖快心錄、13頁

(38) 黒田謙一・続々江湖快心錄、一九一三

(39) 山公造烈、279頁

(40) 内藤一成(もうひとつの山県人跡)・山県有朋と高橋義  
雄(伊藤隆朝)・山県有朋と近代日本・吉川弘文館、1008、  
235、263頁

(41) その事例の一つとして、京都市指定名勝道香庭園は、  
昭和六年(一九三一)に、明治上人の七百年遠忌を記念して築  
造されたもので、高橋義雄の指導により、七代目植治が築造し、  
三代目木村清兵衛が茶室の建築を担当した。

(42) 長井夷・自叙益田孝翁傳、一九三九

(43) 京都市土木局庶務課・前掲書、3頁

### 第三項 山県家・財團所有期(大正十二年-昭和十五年)

『無鄰菴』は、山県の晩年から無鄰菴が京都市へ寄  
付されるまでの経緯を、以下のように記している(44)。

本廟は公の晩年、その百歳の後の保全を慮られ倒近

の士と語られた上、大正九年六月財團法人無鄰庵保存会を設立せられ土地建物其の他を寄付、その永き保存を図られることとなつた。其の後間もなく大正十一年

當會公には八十五歳の高齢を以つて薨去せられたが、幸ひ本菴は山縣家並びに保存会關係者の原き庭謹の下に恩賜の持つ緑舎々擴く、一石一草すべて公在世當時の面影を其儘に存して今日に至つた。然るに山縣家並に保存会に於ては此の名園を永く世に伝ふるためには地元たる京都市に寄付することを以て最も適當と認められ、右法人を解説の上関係財産一切を京都市に寄付した旨の申し出があつた。市に於ては既んでその願意を受けることとなり、諸般の手続をとり、昭和十六年六月正式にその引渡を受けたので、この由緒ある名園を永く保持伝存すると共に適当に公開をなし公の遺風を偲ぶこととなつたものである。

山縣の晩年、無鄰庵の保全について關係者で話し合われ、山縣家より土地建物その他が寄付されて、大正九年（一九二〇）六月に財團法人無鄰庵保存会が設立された。その数年後の大正十一年、山縣は八十五歳で逝去し、国葬によつて小石川護國寺へ葬られた。山縣家及び保存会は、無鄰庵を永く世に伝えるために地元である京都市へ寄付することが最も適當との判断により、有廟が逝去した十九年後の昭和十六年（一九四一）、京都市へ寄付されることになつた。

（44）京都市土木局麻薬課・簡録書、3頁  
（45）因史大辞典編纂委員会・前略書、118頁

#### 第四項 京都市所管期（昭和十六年～現在）

昭和十六年、無鄰庵が京都市の所管になつて以降、庭の恒常維持管理がどのように行われていたかは、資料が欠落しており不明であるが、平成十八年度までは文化市民局が建設局に予算を執行委任し、建設局が指名競争入札によって受託業者を選定していく。

平成十九年度以降は、無鄰庵の所管課である文化市民局文化部文化課（現在の文化芸術都市推進室文化芸術企画課）が文化財保護課と協力してプロポーザル方式で恒常維持管理の受託業者を選定することになり、現在に至る。

平成十九年から二十一年にかけては、老朽化が著しい庭園、建物の修繕や建造物価値判断調査、他都市の文化財市施設の管理運営状況調査等を含む計画的整備事業を実施した。

平成二十年には「名勝無鄰庵園整備検討委員会」を立ち上げ、保存管理計画策定の検討を開始した（図）。平成二十三年三月までに計4回の委員会を開催し、一定の方向性を出したが、整備計画の実現性に課題があることから、計画としての策定は保留された。平成二十六年度から、再び計画の策定に向けて再検討を行つた結果、近年のその他保存管理計画の事例、

さらには前述のプロポーザル方式による恒常維持管理の実績を反映する必要があると判断し、より実用に適したものになるよう内容の見直しを行うこととした。また、それに当たり、安全性が懸念されていた母屋や他の耐震基礎診断を実施した。

(46) 大蔵崇司「無鄰菴における近年庭園管理」、庭園学講座X 文化財庭園の保存管理技術、京都造形芸術大学日本庭園研究センター、二〇〇三、112-17頁

(47) 委員会は、平成二十年一月五日に開催された第一回委員会から第四回委員会まで開催された。委員の構成は、以下の通りである。会長・尼崎博正、副会長・矢ヶ崎善太郎、小林大広、西村明典（格別取締役）、文化市民局文化芸術都市推進室長であり、オブザーバーとして文化庁と京都府の担当者が参加した。

## 第二節 現況の把握と分析

### 第一項 関連法規制

#### (一) 高度地区

京都市では、町並み景観を保全し、日照を確保することを目的に、建築物の高さを制限するため、建築基準法よりも厳しい内村の高度地区を指定している。無鄰庵は十五メートル第二種高度地区（風致地区）に指定されており、さらに北側疏水沿いが近景デザイン保全区域に指定されており、眺望に影響を及ぼす周辺地域においても十五メートル高度地区が指定されている。

#### (ア) 第二種高度地区

第二種高度地区とは、高度地区であつて、建築物の各部分の高さが当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの東北方向の水平距離に一・二五を乗じて得たものに十メートルを加えたもの以下とされ、かつ、当該水平距離から八メートルを減じたものに〇・六を乗じて得たものに二十メートルを加えたもの以下とされているものをいう。

（イ）近景デザイン保全地区（二十三—二）尾西湖疏水から東山）一建物等は、仁王門通から東を眺めるときの範囲

湖疏水及びその背景となる東山の山並みによって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。

二 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

（一）建築物の屋根については、以下によること。

（ア）特定勾配屋根とすること。

（イ）形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。

（ウ）日本瓦又は銅板その他金属板で葺かれていること。

（二）塔屋を設けないこと。

（三）建築物等の各部は、東山の山並みの良好な眺めを阻害しないものとすること。

（四）建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、東山の山並みとの調和に配慮したものがとすること。

（五）良好な水辺の眺めの保全及び形成に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。

#### (二) 用途地域

用途地域においては、無鄰庵は第二種住居地域（容積率二百パーセント、建ぺい率六十パーセント）に指定されており、周辺においては、第一種低層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域が指定されている。

（ア）第二種住居地域  
第一種住居地域とは、都市計画の用途地域の中

で、主として住居の環境を保護するために定めている

無鄰庵が該当する地域、地区、歴史的風土区域は、以下の通りである。

#### (ア) 第四種地域

歴史的市街地における通り」との特性を活かして、良好な景観を形成することを基本方針としている。

#### (イ) 沿道型美観地区

歴史的市街地における通り」との特性を活かして、良好な景観を形成することを基本方針としている。

率は原則として五十・八十分、容積率は百五十・五百バーントまでの範囲で、その地域に関する限りで定められる。なお、同一敷地内に2面以上面積に対する割合にはいずれもその合計の面積が用いられるが、途上地帯は第一種住居地域よりは緩くなつていい。また、劇場、映画館、キャバレー、キルト室付浴場などの施設は、原動機を使用する工場で作業場の倉庫自らどるの取扱いを當む仓库などは建てることができない。

#### (三) 風致地区

風致地区とは、都市計画法で定められた地域地区のひとつで、都市の自然美を維持することを目的として、建築物の建築や木竹の伐採などが制限を受ける。

風致とは、煙、風趣のこと。風致地区に指定されると、土地の造成、建築物の位置や形態、デザイン、距離などについて、細かく規制を受ける。地区指定をしたり、規制を決めるのは原則として都道府県または市町村だが、これが目的とする。内容は地区や自治体によつて異なる。似たような人工美の「風致」、つまり自然の景観を守ることを目的とする。地区に美観地区があるが、これは市街地の人工美の「風致」、つまり自然の景観を守ることを目的とする。

(四) 地域法規制の影響

以上の都市計画に関する地域法規制は、無鄰庵の敷地全体が名勝の保護対象であり、施設の新設が考えられない以上、直接の影響を受けることはない。それに対して、西・南・北側が第二種住居地域、東側が第二種中高層住居専用地域であり、十五メートル第一種高度地区であるため、近隣に中層建物が建設される可能性がある。ついで、名勝の景観に大きな影響を及ぼす可能性がある。

現時点においても、敷地南側道路に南面する建物や敷地から見て北西方に向に位置する琵琶湖疏水記念館、そして仁王門通と白川通に設置された街燈や道路標示は、國內からの遮蔽の対象となっている。

(48) ここで掲げる地域法規制は、平成二七年十月現在の条例を抜粋したものである。

## 第二項 現況の概説

### (一) 一般公園に伴う行動範囲

平成二十七年時点の一般公園に伴う行動範囲は、以下の通りである。

無鄰菴の敷地は、敷地西面の表門より入場する。參觀料は、母屋の玄関南脇にある受付所で支払われる。園内には、母屋と洋館の間にある渡り廊下の潛り門状の開口部から入場する。そこで進路は、東側に向けての飛石と南側の洋館に向いた渡り廊下の土間に分かれ、前方には西進する流路が穿たれている。

時計回りで周回すれば、北側の壁に沿つて焼石を伝い、母屋の十畳東面壁側のたたきへと至る。そのままたきを伝って母屋西面壁側に至り、東向きの飛び石へとつながる。その周囲は、なだらかな丘の芝地となっている。丘（築山）上に伏せて据えられたいくつかの景石の周囲には、奇丈の低いサツキが植えられており、その丘の北・東側には部分的にクサボケが植わっている。

砂利敷きの園路を通じて東進すると、北側から南北に流れる流路内に打たれた沢飛び石を通じ、進路が東側と南側に分岐する。東側の園路には、結界が設けられているため、自ずと南側を通行することになる。東側を前述の丘、西側の州浜を備える園池の水際沿つて、園路毎に南進すると、両側にかつて明治天皇がお手植えされた恩賜の松の周囲に施された石碑の結界が残

されている。そのまま南進すると突き当たりとなり、園路は東西に分岐する。南側を板塀伝いに東進すれば、周囲にはシイやイロハモミジといった高木、アセビなどの低木が植わり、南臨の低い築山上には、一面に苔が広がる。

さらに東進すると、園路は北方向に曲がり、東側の三段の滝と西側の園池との間に打たれた沢飛び石を介して、園池東北の汀に至る。園路はさらに西北側に向かって伸びているが、結界により進路が塞がれているため、滝の北側を巡る園路を伝つて、再び前述の沢飛び石の箇所まで帰ることができる。

そのまま、来た道を戻ると、道伝いに先述の分岐点に至り、ちょうど園路が交差する箇所の西側に、石碑「御賜稚松の記」が立つていて、さらに西進すると、間もなく足もとに北側の園池に注ぐ小滝の吸水口があり、次に額を上げれば前方に茶室が見える。茶室の南東角付近には、躰端手水鉢が据えられており、茶室の土間に沿つて幅の狭い園路を西進すれば、見通しが広がり、その北側に茶室の西半と先述のものは別の勝勝手水鉢が据えられ、南側には流路が流れる。その突き当りには、二階建ての洋館が聳え立つており、周囲にはスギの高木が植わっている。洋館の南西角には、玄関が設けられており、その前方をかすめて園路を進めば、冒頭に述べた渡り廊下の土間に至り、再び渡り廊下の開口部より退出することになる。

母屋に備しては、抹茶の接待を受ける場合は、座敷

の東側あるいは南側から入室し、二階の居室を借用している場合は、玄関より入室し、すぐ南側に供えられた階段より階上へと登る。また、先述の茶室についても、借用すれば、入室することができる。

## (二) 地割の小分類

### 全体

明治三十、三十一年（一八九七、八）の築造以来、百十年以上を経過していることから、植栽樹木が老齢・巨大化しており、既存樹木が枯死し勢いを失っている一方で、実生木が伸長している。また、枝葉の伸長、樹幹の肥大により、植栽樹木間の距離が詰まり、植生環境が悪化している。その結果として、そさやイロハモミジなど高木の下枝が枯死し、枝葉の高さが全体的に上昇している。景石や護岸石には、地被植物が被覆した状態にある。

一般公開で来訪者が通行する園路には、木杭とロープによる柵が設置されている。

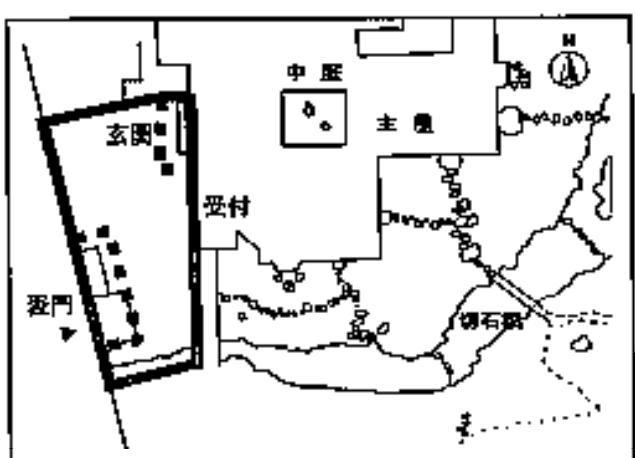
①表門及び玄関  
表門は、西側の幅の狭い公道に開き、母屋の玄関と渡り廊下の開口部との間は、切石敷で連絡している。表門の南脇には、國內から流れる水の流れがあり、園外の園亭へと流れ出ている。公道と無鄰菴の敷地は、板塀によつて仕切られており、その敷地内の表門北脇には、供持が設けられている。植栽帯の下部は、概ね

②園地（茶室）  
庭地は、増築が加えられた燕庵厚し（マコ）の茶室建物を中心としている。その建物は、三疊台目、二疊中板、三疊、水屋からなり、北東に庇縁を設ける。  
三疊台目は、四口ではなく東側に貴人入口を開き、矩折に中敷居窓をあけ、北東に庇縁を付加している。床柱

皆地となつており、焼籠をはじめとした石造品が分散配販されている。母屋の玄関南脇には、入場者のための受付が設けられている。

前述の流末付近と供持の付近で表土の流出と苦の衰退がみられる。受付の傍に疊かれた空調の室外機と渡り廊下の壁沿いに引かれた洋館の避雷針のワイヤーは、周囲の景観に調和していない。

### ①表門及び玄関



は栗材を用い、大きく面を取った形で全体に手斧目を施している。床桶は杉磨き丸太としており、床内に墨蹻窓をあける。相伴席の火燈口からは二疊中板の小室に覗く。二疊中板は、天井を白竹の垂木を配した舟底天井とし、南西隅の壁に斜めの垂壁を設ける。

露地から茶室建物へは、その南東角に設けられた貴人口あるいは北西角の水屋、二疊中板の小室から入室することができる。茶事になれば来客は、まず待合あるいは榜付を兼ねた二疊中板から入室し、その後茶室に沿つて反時計回りに歩み、貴人口より茶室に入る。点前をする主人役の動線は、板間の水屋と台目との往となる。

貴人口の南東側には、茶事用の踏躡手水鉢が設けられている。二疊中板の小室の北側は、植栽樹木が粗密となつており、手水鉢が据えられているが、これは茶室建物の機板上、水屋の勝平口用とみられる。茶室の北側は、圓路を挟んで丘状になつており、アカマツやヤマモモ、スギ、イロハモミジ、クスノキ等が植えられている。

#### き損などの現況

茶室周囲の高木は、枝葉が絶じて伸長して茶室の屋根上に広がり、屋根を痛める原因となつていて、また築山に樹根が繁茂し、表土が著しく流出し、据えられた飛石などが隆起している箇所がある。

植栽樹木は、高木の幹が肥大化するとともに樹高が高まり、下枝が枯死している。また、中木の数が少な

いことにより、

茶室の屋根の下

における枝葉密度が低く、茶家の露地に見られ

るような縁陥、

木漏れ日が成立

していない。茶

室東側の群植さ

れたスギは、全

体的に生育状態

が悪化してい

る。

流れにかかるイ

スノキは、衰弱

して大きく枝

を減らし、併

てコケの衰退

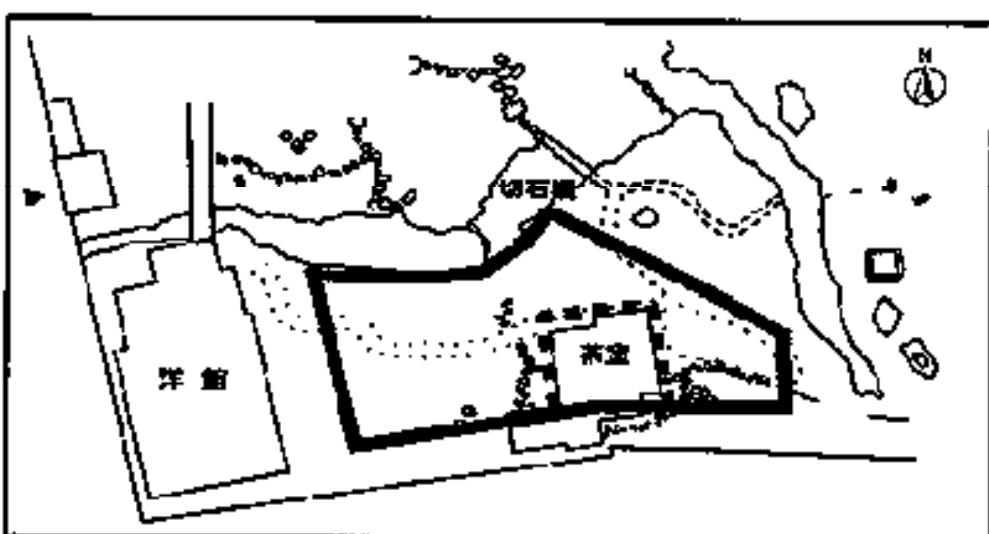
みられる。

#### ② 茶室周辺及び中庭

#### 無鄰菴の実質

的な居住区域は、

その西端に集中



しており、その中心となるのが木造二階建ての母屋と煉瓦造二階建ての洋館である。双方は、接り廊下で連絡しているが、動線上のつながりはない。

母屋の十畳と八畳の座敷の東面、南面には、それぞれ  
沓靴石が据えられている。母屋、東棟の東北付近と  
南棟の南西付近には手水鉢が設けられている。

母屋の建築年代は、棟札から知ることができず不明である。洋館は、棟札から設計が工学博士新家孝正、棟梁が清水潤之助で、明治三十（一八九七）年上棟、翌三十一年竣工であることが知られる（もと）。

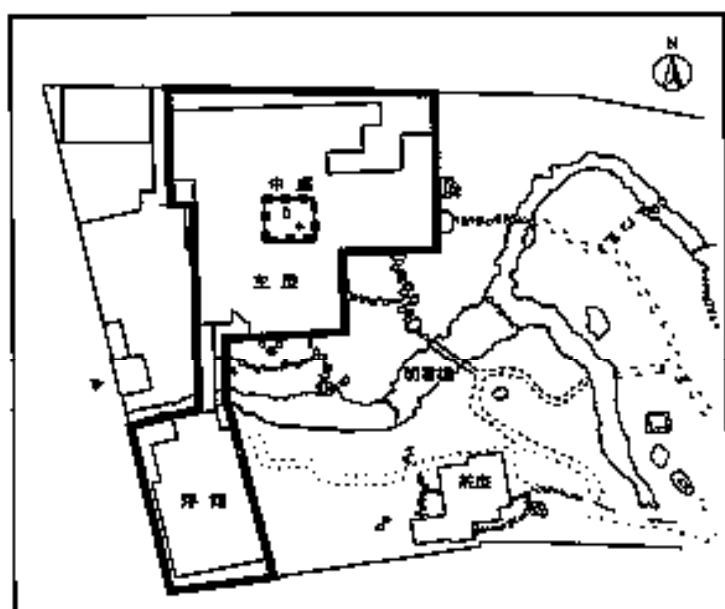
和風の母屋は、次の間付十疊座敷を主室とする。次の間付八疊座敷と付属の踏室が中庭を介してつながり、二階には、次の間付八疊座敷がある。<sup>(一〇四)</sup> 二階の屋根は、南側が寄棟、北側が切妻で、北端がきり落されたような形状を呈する。二階の小屋組は、北寄りで桁行方向の材が切断され、その前後で架構方法が異なる。<sup>(一〇五)</sup>

便宜上、母屋を東棟、南棟、西棟に分別して記述す。

卷之三

東棟は、母屋の主室にあたる十畳座敷と次の間七番半からなり、東・南側に縁側を廻らす。北側は護縁を付し、西側は中庭に面した廊下となる。また、東北隅に便所を設ける。

### ③建筑物及基础



つて構成される。床の間は奥行が深く、床柱に赤松皮付丸太、床框は黒漆塗とし神滌りを設ける。床脚には地袋を設け、天井を網代張りとする。部風境の欄間は、板欄間とし中央に竹を付し上を開放とする。

縁側は、建具をガラス戸とし欄間にスリガラス戸を入れるなど、座敷への採光、庭の眺望に工夫が見られる

る。また、軒桁や化粧垂木、化粧檻木に丸太を用いている。

(南棟)

南棟は、上下とも同じ間取りからなる二階建てである。一階は、八疊座敷と次の間四疊からなる。西側に縁側を廻らす。北側は中庭に面した廊下となる。四疊の西側に階段を設ける。二階は、一階と同様八疊座敷と次の間四疊からなり、北側に廊下、東・南側に縁側を廻らす。

一階八疊座敷の床廻りは、床柱・床樋とともに杉磨き丸太とし、床樋の見付には、床柱より削り目をつけている。床内には墨蹟窓を設ける。部屋境の欄間は、東棟と同様の板樋間とする。

二階八疊座敷の床廻りは、床柱に赤松皮付丸太、床樋を杉磨き丸太とし、床内に墨蹟窓を設ける。また、床脇には地袋を設ける。

縁側は、面皮柱を用いてガラス戸を廻して、高さを低く抑え手摺りを廻らす。

(西棟)

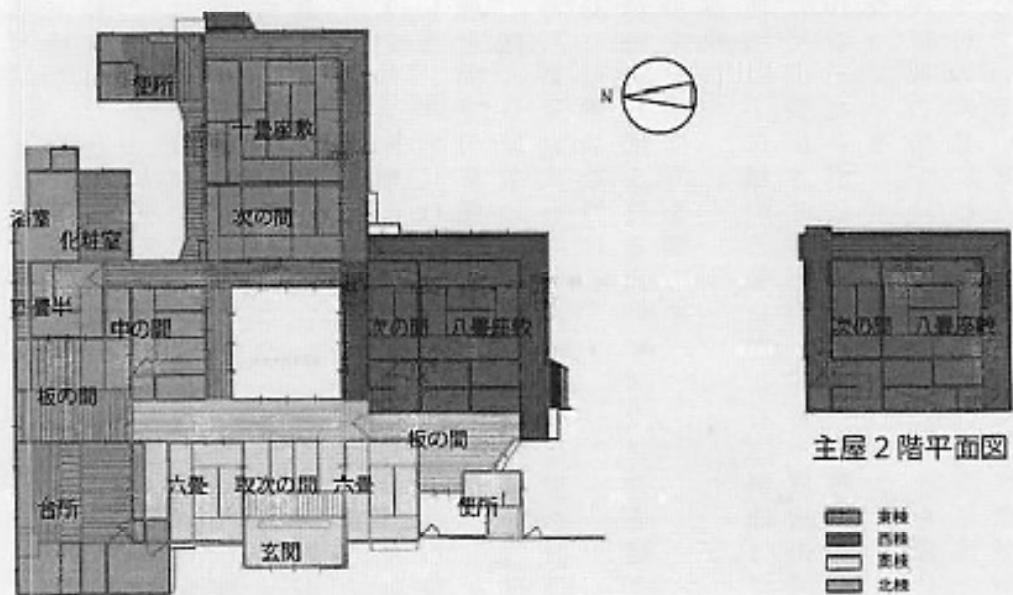
西棟は、母屋の正面にある玄関部分で、玄関は西側に半間突出させ、上間・式台・取次の間四疊で構成される。北と南に六疊をおき、南側の六疊は現在受付となつていて、東側は中庭に面した廊下となり、さらに南に板の間が続き、南北隅に便所を設ける。受付の六疊には、赤松皮付丸太を吊東とした釣床を設けている。また東西の壁には下地窓があく。

板の間は、柱に杉磨き丸太が用いられ、天井の竿縁を吹き寄せとなつていて、また、板の間の押入天井の上部には数段の階段が残されており、当初の階段が途中で切断されている。  
（イ）洋館

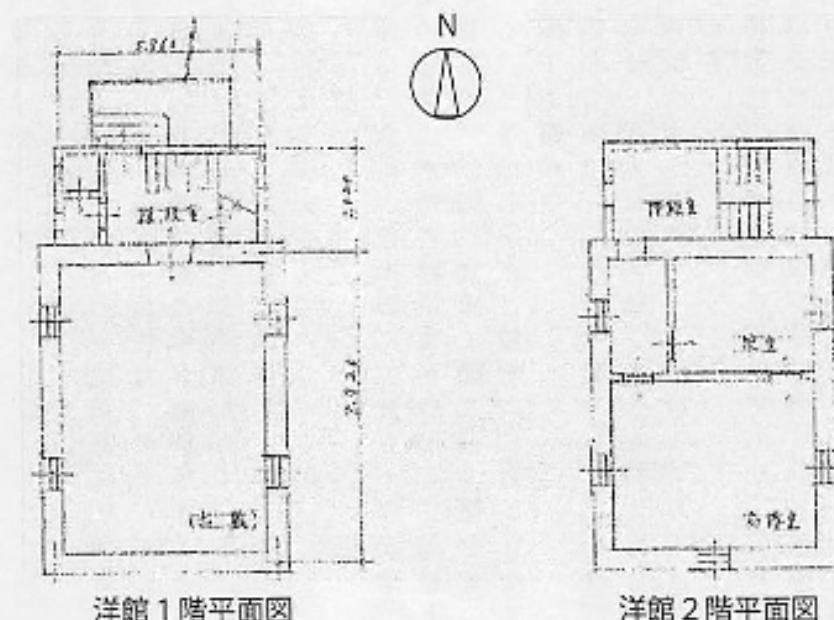
洋館は、敷地の西南隅に位置し、煉瓦造で外観は土蔵風の建物に木造の階段室が取付く。母屋とは横り廊下で繋がる。一階は倉庫で煉瓦造の壁をそのまま現している。二階は応接室と控室の二室からなり、階段室とは廊下で繋がる。

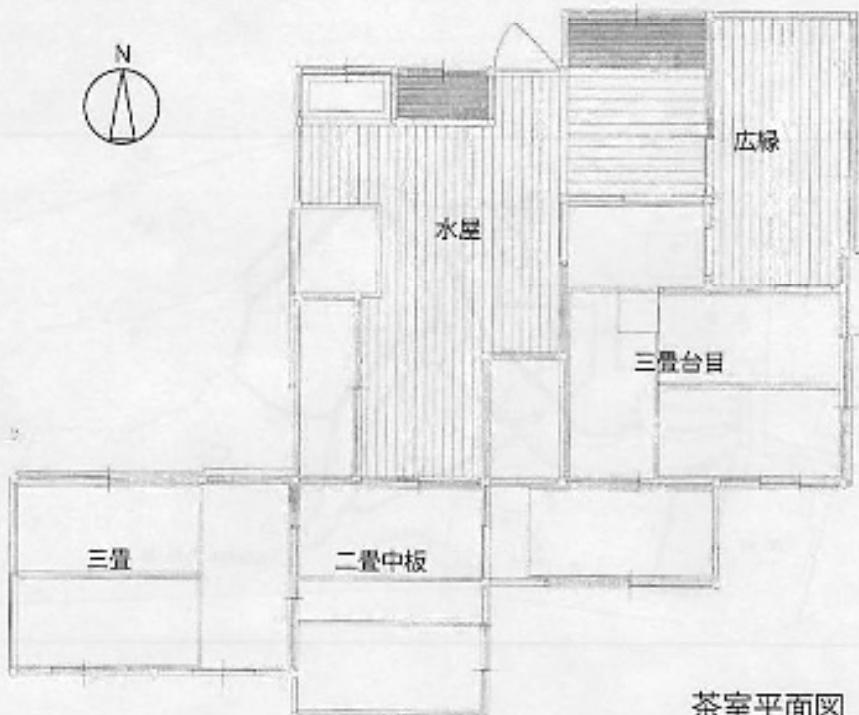
二階の各室は、床を奇木張りとし壁に腰羽目板張りを廻らす。出入口は額縁、音摺を備えた片開き扉で、窓は両開きガラス戸とし、階段室のみ上げ下げガラス戸とする。

応接室は、壁を金碧花鳥図で飾り、天井は折上格天井で格間には彩色紋様が施されている。控室は、壁に銀色の壁紙を貼り、天井は折上天井で中央は45度に振った羽目板を張る。



主屋 1階平面図





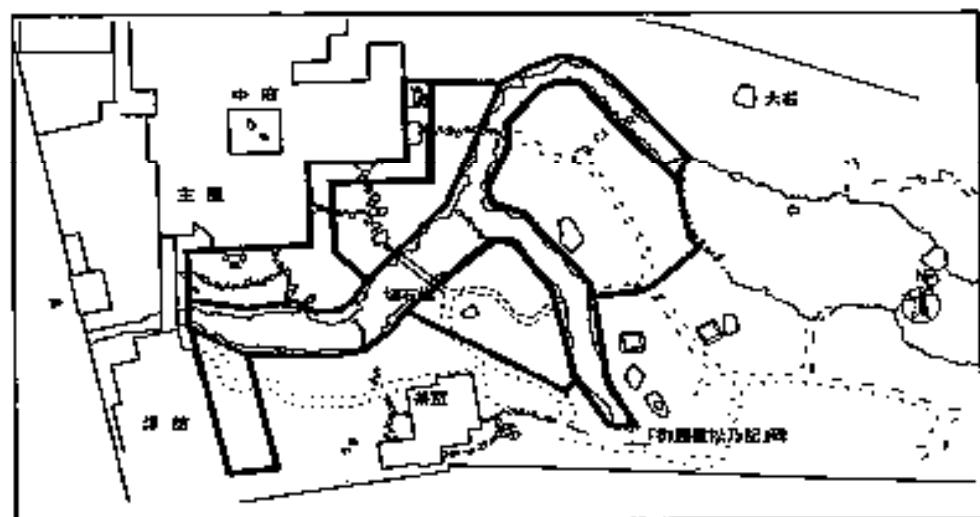
茶室平面図

階段室及び廊下の壁は漆喰壁とする。また、階段の親柱、手摺、手摺子の造作なども洋館としての意匠を凝らしたつくりとなつてゐる。

④流れ  
ここで流れと形容されている流路には、園池西側の極端に狭まつた箇所と、石碑・恩賜稚松の記の西裏側の二つの起点がある。園池の端から弧を描いて南下する流路と石碑の西裏側から北上する流路は、母屋の八疊座敷西側付近で合流し、一つの流路となる。その後、進路を西方へ変え、切石橋を経て、母屋と洋館の間にある渡り廊下の下部を潜つて、(1)表門及び玄関の南端へと流出する。

当該の地割の小分節は、流路によつて大きく三面に分割される。東側の(1)芝地周辺は、緩やかな丘陵の芝生地となつており、三叉路の園路を配する。その丘上には、部分的にクサボケが植えられている。西側の(2)西隣の石垣(芝地周辺)は、おむね母屋の南東面と接し、平坦な芝生地となつており、それぞれの脇脱石より沢飛石あるいは切石橋と連絡している。その地続き八疊座敷南面の土間にかけて飛石が打たれており、それぞれの脇脱石よろこびは、地面を這うように低く掘えられており、それら周囲には苦地となつてゐる。これらの範囲に配された景石は、同じく低く刈り込まれたサツキが配植された箇所である。

#### ④流れ



洋館東面の「a・建物周辺」は、(2)露地から洋館の玄関へ通ずる陸路が記されており、周囲にはスギやヒノキが林立する。

##### 『き損などの現況』

流れの護岸は、全体的に苔や水草が付着しており、それらの背面の中には水流で浸食されている箇所がある。

母屋南面の「a・建物周辺」では、表土の流出と苔の衰退がみられる。

洋館東面の「a・建物周辺」のスギやヒノキは、洋館の屋根を越える程の樹高となり、中枝が枯れて失われ、頂部のみ枝葉を残す。スギやヒノキの中には、枯れて失われたものがある。

母屋の東側と南側のたたきが来訪者の動線となっていることにより、き損がみられ、たたき周りでは表土が侵食している箇所がある。

⑤池  
滋賀県の琵琶湖より引水された疏水の水は、職上船橋から仁王門通りの歩道地下を一気に降下し、無鄰菴の敷地南東角に引き入れられる。その琵琶湖疏水の水は、水が水平を保つという原理を利用して、管を伝つて丘の頂に上昇し、方形の吐水口から流路へと排出され、そのまま三段の滝を落下する。再び水流は流路を伝つてすぐに圓池へと注ぐ。無鄰菴の圓池は、水期ではなにかぎり、水面が常に動きを保つている。

無駄菴の敷地東半の園路と築山は、前述の流路と園池で二分され、大石を中心として芝地が広がる北側は、現在園路の機能を失っており、イロハモミジが群植され各地が広がる南側が主動線となっている。園池の西端の南側は州浜状となっている。

#### ぬき損などの現況

園池の護岸は、全般的に苔や水草が付着しており、それらの背面の中には水流で浸食されている箇所がある。また、池中の蓮池まりの石組には一部崩壊している箇所がある。

(⑥外縁) 外縁は、北・東側を仁王門通り、南側を同通りの南側の公道と土塀あるいは板塀を介した細長い植栽帯であり、(②露地)、(④流れ)、(⑤池)とは、物理的な分節はない。その意義は、外部と内部との視界や音の緩衝帯であり、とくに仁王門通りに設置された信号機、街灯、さらには周囲の琵琶湖疏水記念館や住居などを遮蔽する役割を担っている。

外縁の樹木は、カシ・シイ・モミ・スギ等の高木を樹間に、内側に向けて二から四層の厚みを持ち、外から内側にむけて樹高を低くしている。

ぬき損などの確認)

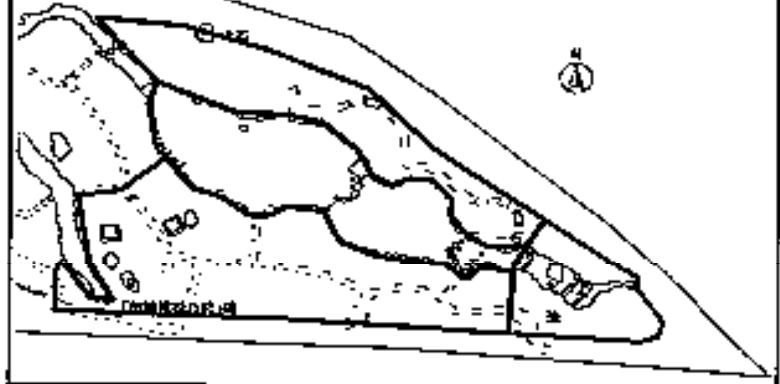
土塀は、敷地側の広い範囲において表面が剥落しており、板塀は、足元で普及が進んでいる。

高木については、モミやスギが巨大化している。中本については、枝葉が密生し、下部への射光が妨げられ、中枝が枯れ下っている。

平成十九年度より、緊急修理により、領域を確定して順次大規模剪定が行われているが、以前の状況は、

相互通行であるため、歩行者にとつて離合しにくい状態にある。植栽帶のなかには、実生のものが散見される。植栽帶の苦は、概ね良好に生育しているが、先述の露地部分では、雨水が滲水することにより生育が良くない。

③池



外縁部の樹木が繁茂し、上部に枝葉が集中し、林床に光が入らないことで、中程から下部にかけて枝葉が枯失していた。それにより高木だけでは、周辺の建物・構造物・車両・柵などが透けて見える状況となつたため、外縁の園内側の中低木の枝を繁茂させることで、外部との遮蔽を図つていた。

### ⑦管理・作業スペース

管理人住居を中心とする「わばバックヤード」であり、西側の板塀に通用口を設ける。かつて物置と外便所が存在したが、昭和六〇一年の豪雨により倒壊したため撤去された。

#### ・き損などの現況

管理人住居はきわめて損傷している。樹木は、実生木の成長が見られ、地被類については、雑草などの繁茂により生育は良くない。

(49) 無聲窓の茶室は、全体のうち三段台目と床・相伴席の平畠形が甚だ劣りとなつてゐる。

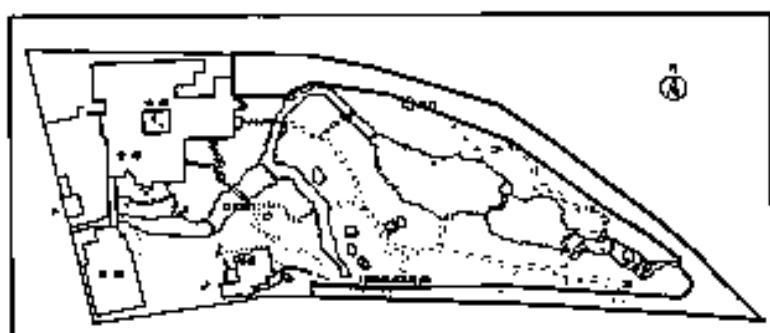
(50) 高橋義雄は、「山公遺烈」において、「二つの名物がある。それは、客間南にある大きなクスノキと、庭の東側にある巨方一万貫の大石で、殊に大石は庭の主人公といえるものである。」と述べている。

(51) 新家は工部省の技師として皇居の造営などにあたり、その後は博覧会開催などの建築を手がけた建築家である。清水潤之助は清水組(現・清水建設)の4代目にあたる。

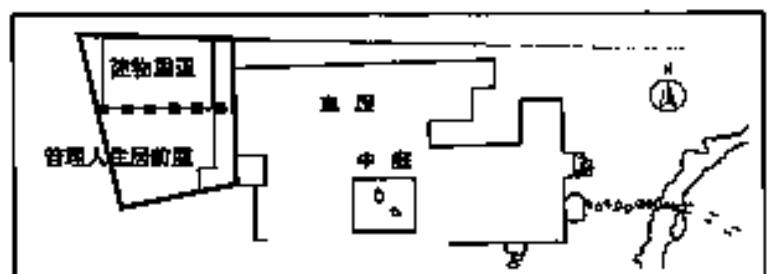
(52) 高橋義雄『山公別荘記』によると、一階の八畳は「金

室の間」、十畳は「居間兼客座敷」と呼ばれていたという。  
 (53) 高橋義雄『山公別荘記』には、「今ノ無聲窓ノ一部ガ成人ノ住宅テ他ノ一部ガ水田ト為テ恩タ」とあり、無聲窓の母屋が既存の建築の移築あるいは改築である可能性を示唆している。

◎外縁



◎管理・作業スペース



### 第三章 保存管理

#### 第一節 本質的価値の再検討

##### 第一項 本質的価値に係る事項の抽出

「第二章 無鄰菴の成り立と現況」を読みれば、昭和六年（一九三一）の名勝指定時に作成された指定説明から本質的価値に関する以下の四つの事項を抽出することができる。

（一）明治二十七、八年頃山県有朋の別荘として築造「御賜稚松の記」において山県は、自身の別荘である無鄰菴の意義について、「巣には文をよみ夕には歌を詠しはあるは茶を品し菴を圓み又は酒をくみ時に今古を談論するなどたなに世の塵を洗ふのみかはさるに此草庵の成りたることおもほゑすもかしこき」と述べた。ここから無鄰菴は、二度の首相を務め、多忙を極めた所有者にとっての、煩わしい雜事から逃れられる場所であったことが知られる。

その一方で、桂太郎が「西京山縣侯の邸に至り、前述の主意に於て謀議せしに」と述べたいわゆる無鄰菴會議にみられるように、無鄰菴は、秘所としても用いられていた。つまり無鄰菴は、山県にとって閑居と秘所との二つの用途を持つていたことになる。

無鄰菴は、明治二十七年に築造が開始され、翌年に

一旦別荘としての様相を整え、明治二十九年まで改進の手が加えられた。無鄰菴の庭の築造にあたって山県は、既存の考え方や手法にとらわれない自己流を意図した。その庭について、当時、普請への造詣の深さで著名であった伊集院兼常が一定の評価を与えたこと、それが山県の自己流による庭作りの自負となつた。無鄰菴の庭は、以上の経緯をふくめて、市田耕一郎ら園芸の人々に知られることになった。

（二）三段より成る滝・溪流・汎波・池の趣・落水  
山県は、無鄰菴において、その水流を重要視していた。そのことを伺わせる一節が「自然の風景には富たれとなれのほそきかいしさか物たらぬ心地すれば是芭湖の疏水を桧杉深きあたりに引入れしに落る滝の音のはけしきみやまのおくもかくこそあらめと思ふはかりなり又なけれのゆるやかなるは沙（砂）白く底すみて魚のひれふるさまなど見ゆ「御賜稚松の記」である。また、東京の樂駒師（庭師）の助言により滝を築くにあたつては、琵琶湖疏水を引水し、園内の水量を増やしている。

指定説明において水流を表す「三段より成る滝・溪流・汎波・池の趣・落水」の語は、それらが豊富な水量を保ち、流れ続いていることの重要性を示している。

（三）水辺の芝生は広い水面と共に明るい近代的庭景を与えるのに役立っている

山県が無鄰菴の芝生を意図的に植えたことが知られる一節が「それから京都の庭には苔の寂を重んじて芝などといふものは殆ど使はんが、この庭園一面に苔をつけるといふとは大変もあるし、また苔によつては

面白くないから、私は断じて芝を栽ることにした。尤も川の此方は先の久原が栽て置いたので、彼方は鬼芝生を栽てそれで時々刈せる、費用はなかなか多くかかるが此方がよいようじや『続江湖快心錄』である。

山県の苦述からは、東山の山々を借景としたことを示す事項はなく、茶室と母屋の二階より比叡山が眺められたことが確認できる。

## 第一項 本質的価値

前項で抽出された本質的価値に関する四つの事項を踏まえれば、無鄰菴の本質的価値は、以下の点に見出される。

江戸の武家屋敷の庭には、小石川後楽園のように、芝生を植え、広い水面をもつ麻がみられるため、芝生を植え、広い水面をもつことが、必ずしも近代的庭景であるとはいえない。しかし、山県の苦述によれば、無鄰菴以前の京都の庭は、苔を重んじており、積極的に芝生が植えられるることはなかつた。それゆえに、とくに京都においては、芝生を植え、広い水面を持つ庭が近代的な印象を与えることになった。

(一) 無鄰菴は、二度の首相を務め、明治の元勲と呼ばれた山県有朋の京都別荘であり、閑居および一その洋館で日露開戦が話し合われたことにみられる一秘所として用いられ、近代史を語るうえで重要な史跡的意味をもつこと。無鄰菴の庭園は、周囲の人々の助言を受けながら、山県自身が主導して築造されたもので、当時、庭・建物通りに遊説が深いことで有名であった伊集院兼常の評価を得て、近代京都を代表する庭園として周知されることになったこと。

(二) 園内には、滝・溪流・沢渡・池の趣・落水といつてはなやかにさして紅葉のにほひたる冬は雪をいただける比叡の嶺の寒におちくるここちして折折のなかめいはむかたなし（『御賜稚松の記』）と、「僕は其西手勾揚のつきたる極端を指さして曰く、こゝは元利休が祭つてあつたのを取拂つたので、叡山など能く見へ眺望がよいから出て見玉へ（『続江湖快心錄』）である。

(三) また山県が、意図的に植えた芝生によつて、明治

期以前の京都では見られなかつた様相を実現し、それが広い水面と併せて近代的な景の象徴となつたこと。

(四) 母屋と茶室の北東側には、外縁の植栽樹木を介して、比叡山を望むことが山県によつて意図され、それが結果として国内からの借景となつてゐること。

## 第二節 保存管理方針

### 第一項 本質的価値を踏まえた保存管理の基本方針

本質的価値を踏まえた保存管理の基本方針は、以下の通りである。ついては、「総江湖快心錄」の山県の書述から参考とされる箇所を抜粋し、併記した。

(一) 山県有朋が、閑居および私所として用いた、近代史における重要な史跡的意味をもつ京都別荘の構えを維持する。保存管理の作業に当たつては、記録上の山県自身が主導し、伊集院兼常が評価した庭造りの意志を継承する。

(二) 庭園の樹木は重に杉樹と楓樹と、そして槻樹三本とでもたすりいふ自分の心算である

(二) 施設・湖・硫磺水の維持した利用を図り、滝・渓流・沢浦・池の趣・落水といった多様な水の仕掛けが、豊富な水量によって円滑に機能し続ける状態を保つ。

詫問の人は庭に池をこしらへたが、自分は夫より川の方が趣があるやうに思ふ。上く山村などへ行くと、此前のようなく川が細々と號(めぐ)つて濁れてゐるが、あの方が面白いからここでは川にした

(三)水槽における近代的な歴の像微である長い水面の清浄を保ち、芝生を定期的に刈り込む。

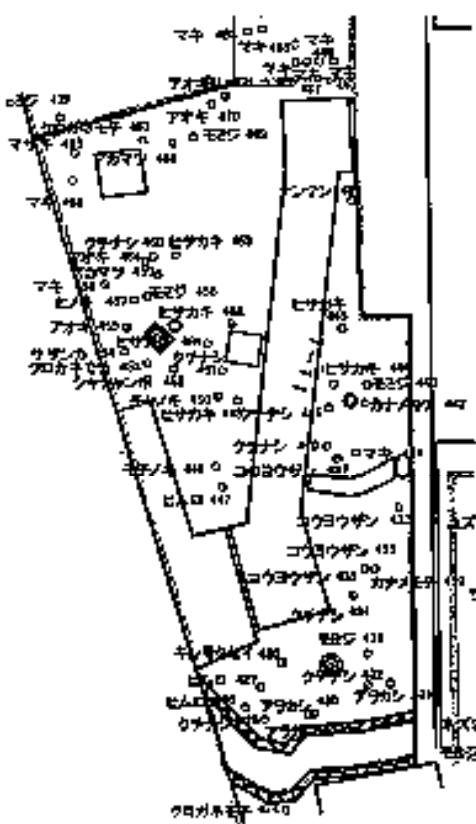
また苦によりて漫画面白くないから、私は断じて芝を教ることにした。尤も川の此方は先の久原が綴で書いたので、被方は奥芝を裁てそれで時々利せる

(四) 母屋と茶室の北東側から、比叡山を望むことがで  
きるよう、遮蔽性を保ちながら外縁の植栽樹木の切り  
下げ・枝透かし等を行い、結果として東山山麓が国内  
からの借景となる状態を維持する。

## 第一項 全体及び区域区分との保存管理の考え方

二 全体

無鄰菴は、通年の一般公開を行つてゐることから、不特定多数の來訪者にとつて充実感が得られる保存管理が求められる。その一方で、かつて無鄰菴が別荘であったことを前提すれば、保存管理に当たつては、別荘としての設えを意識し、限られた保存管理費用の中で、そのような設えを整えることが求められる。つまり、無鄰菴の保存管理は、不特定多数の來訪者を受け入れながら、來訪者を限定する別荘の設えを整えるという、矛盾した要求の実現が求められている。現実的に、現状の保存管理費用で別荘の設えを実現するには困難である。しかし、山県有朋の意思を譲承して無鄰菴の保存管理を継続していくためには、毎年必



(二) 地割の小分節  
① 表門及び玄関

要となる手入れ作業（恒常維持管理）と、区域を限定して行う大規模剪定や局所的な修理（緊急修理）を同時進行で行うことによって、可能な限り前述の矛盾を克服するよう努力する必要がある。

基本的な恒常維持管理の作業としては、除草と落葉掃き、害虫の駆除のための消毒を季節に合わせて実施する。竹製の結界や柵構等の工作物は、可能なかぎり年に一回取替える。人止め柵は、定期的に点検しき換していれば早い時点で取り替える。

れた状態を保つ。案内看板や張り紙、境界は、景観に配感した仕様のものを吟味して設置する。  
植栽樹木の密度は、敷地が狭小ながら高いため、被栽培木の枝葉同士が接しないよう上に切縮め、適度に枝抜き等を行う。

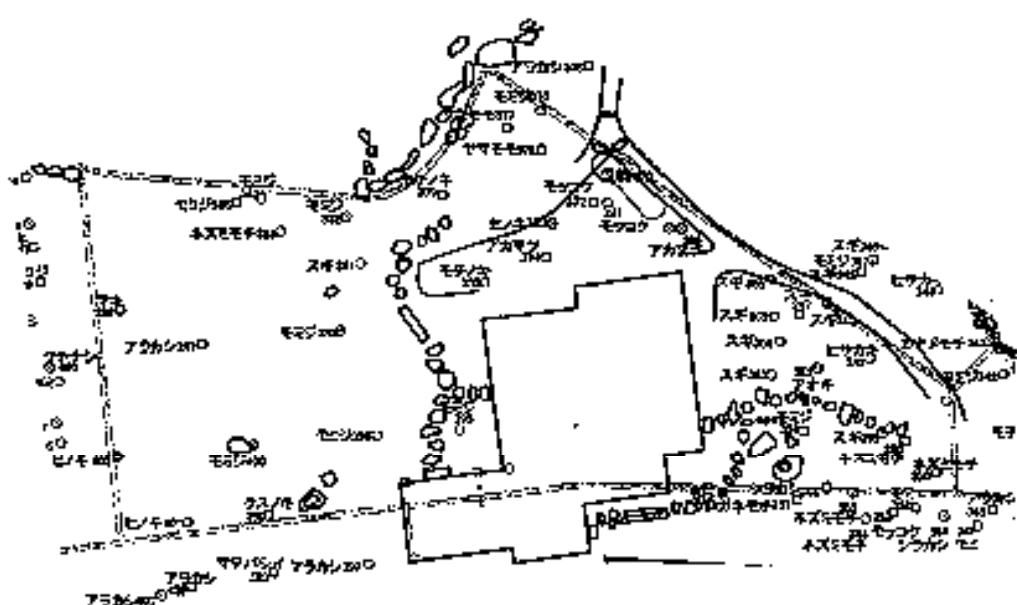
## ② 茶室（茶室）

露地周りの園路幅は狭く、来訪者の往来に伴う砂利の飛散、漏れ、踏み締まりが生じやすいため、定期的に築山に飛散した砂利の拾い出し、園路のすき取り、敷き均し、場合によつては補充を行う。

茶室は、風雨による支障がある場合や貸出利用されていないう限りは、戸を開いて風通しを良くする。また、定期的に茶室内とその周囲の清掃を行い、常に貸出しきできる状態を保つ。特に茶室東面の貴賓口は、茶会の来客のための入口であるため、綿密に清掃し、つねに花壇や苔脱石の表面に土埃等が堆積しない状態にする。

茶室の風根や植に堆積した落葉や土埃は、定期的かつ慎重に除去する。茶室が貸出される日は、茶室の東南側と西北側に据えられた脚踏手水鉢に清浄な水を湛えておく。障子、疊などは、定期的に点検し、障子紙の張り替え、昇の表替などの修繕を行う。また、腰張りについても、汚れや劣化などが見られたら、張り替えを行う。

植栽樹木の手入れに当たつては、高木の樹高をできるだけ落とし、下枝の枝葉の密度を高める。中木は、

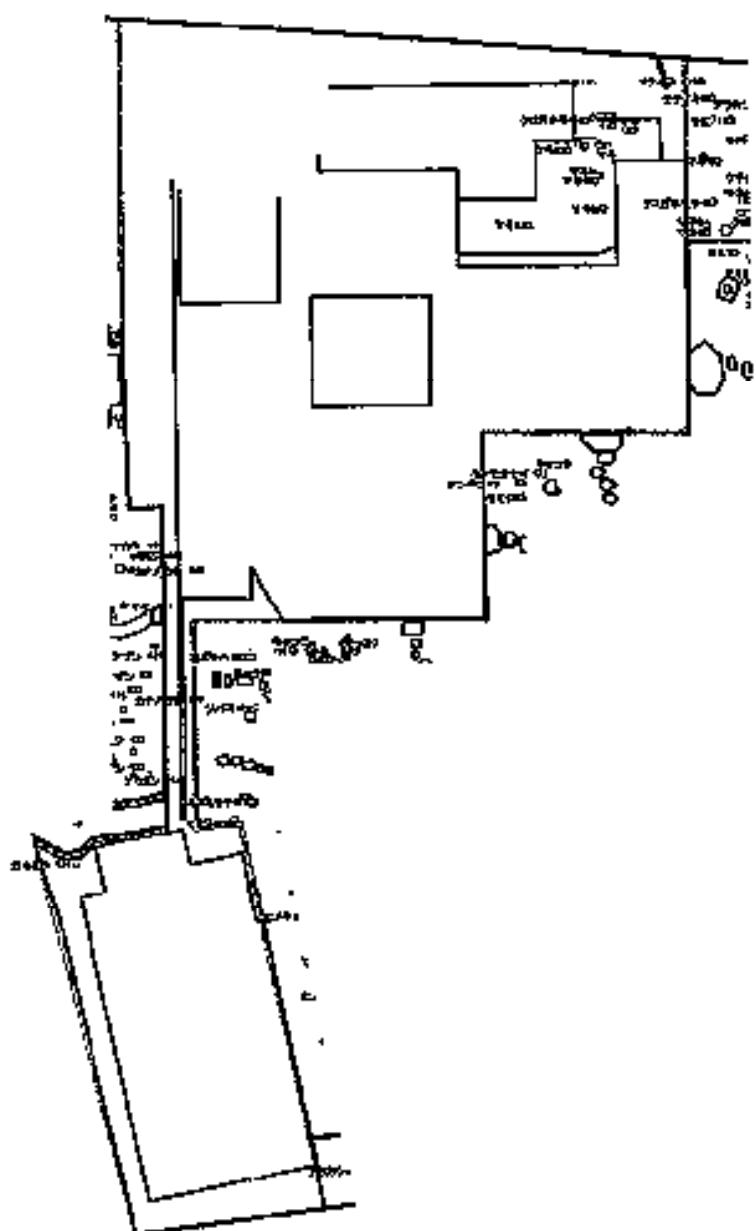


平均身長程度の高さを保ち、枝割を行い、枝葉の密度が高まれば、綠陰の濃度に応じて葉むしりを施す。茶室の東北角の部屋から比叡山を望むことができるよう、比叡山の軸線上にある植栽樹木の整理を行う。その際、とくにアカマツの下枝の枝抜きについては慎重に行う。

茶室東側に群植されたスギと流れにかかるイロハモミジとクスノキについては、樹勢回復を図り、老衰傾向が著しいイロハモミジについては、植え替えを検討する。築山の苔は衰退の傾向が見られるため、特に夏季は頻繁に灌水を行う。茶室東側の流れ沿いに植わるササは、ひざ下の高さを目安に刈り捨てる。

③建物周辺及び中庭  
中庭は、シホウチクとシダ類などの草本、苔の健康状態の維持に配慮し、適度に間引きを行う。  
建物周辺の樹木は、来訪者の動線と建物へ接觸しない程度に、枝葉を切り詰め、枝抜きを行う。特に母屋の座敷南側に植栽されたイロハモミジ

ハモミジの樹高については、二階からの眺望の妨げとならないよう、一階の軒先を目安に抑える。また、全体的に表土の流出や排水不良などを見られるため、緊急修理による補修を念頭に手入れする。  
建物は、公開の範囲に係らず、継続的に建物内に風を通し、清掃を行う。母屋の東北側と南西側に堵えられた母先手水鉢には、つねに清浄な水を蓄えておく。



造物の屋根や橋、杏虎石障子、疊、障子、腰張りの政  
り扱いは、②露地（茶室）に準じる。

#### ④流れ・⑤池

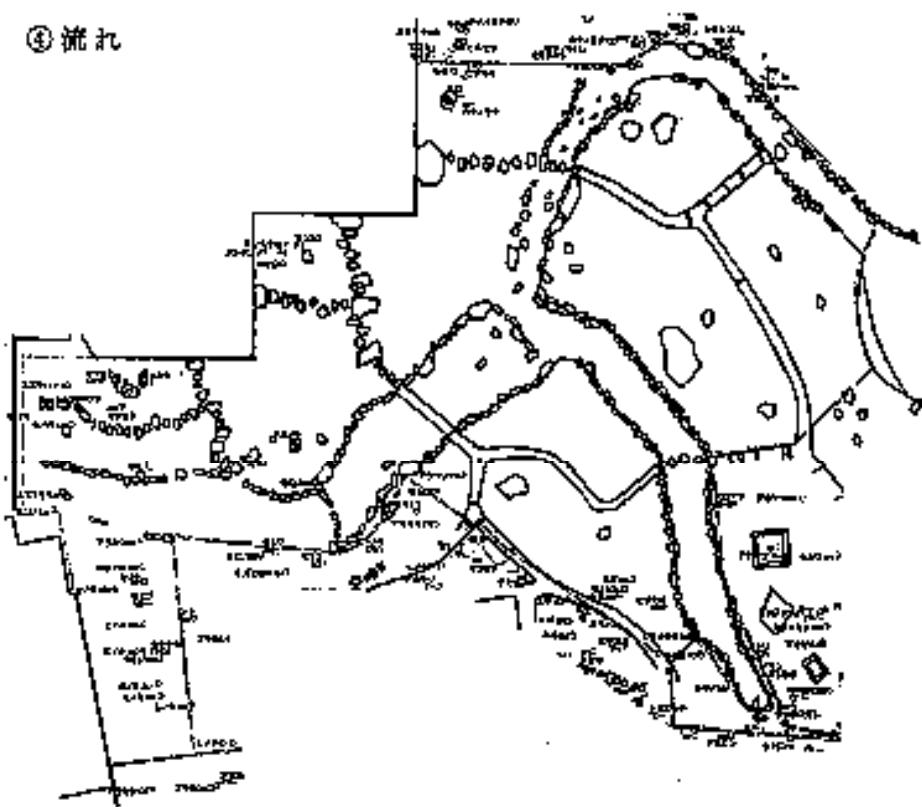
無鄰庵の本質的価値の一つである「三段より成る  
滝・深流・汎流・池の趣・落水」と「広い水面と芝生」  
は、ほぼ全て④流れ・⑤池の中に包含されている。言  
い換えれば、これらの地創の小文節の適切な保存管理  
が、無鄰庵の本質的価値の持続に大きく作用している  
ことになる。

滝や池など、水流の仕掛けは、その形態の維持に努  
め、定期的にスギナなどの水草や苔、植栽樹木の根基  
等の除去を行う。池については、堆積した泥土を定期  
的に流し出す。とくに境石組みと園池堤岸については、  
水流の圧力が結構的にかかる流路の屈曲点でき損が生  
じやすく、海水の危険性があるため、定期的に点検を行  
う。き損箇所が発覚した場合は、軽微な場合は緊急修  
理で処置し、規模が大きい場合は抜本的な修理を検討  
する。

山県が意図して設置した恩賜松碑、醍醐から切り出  
してきたとされる大石を始めとして、石壇、燈籠など  
の工作物は、来訪者の視野に入りやすい状況を保つ。  
園路は、芝地と苔地との境界を明確にするよう、落  
葉掃きと併せて、園路を侵食する芝と苔を除去する。  
また、園路上に撒かれた砂利敷は、踏圧によつて締め  
固まり、片側に偏ることがあるため、定期的に歴均し

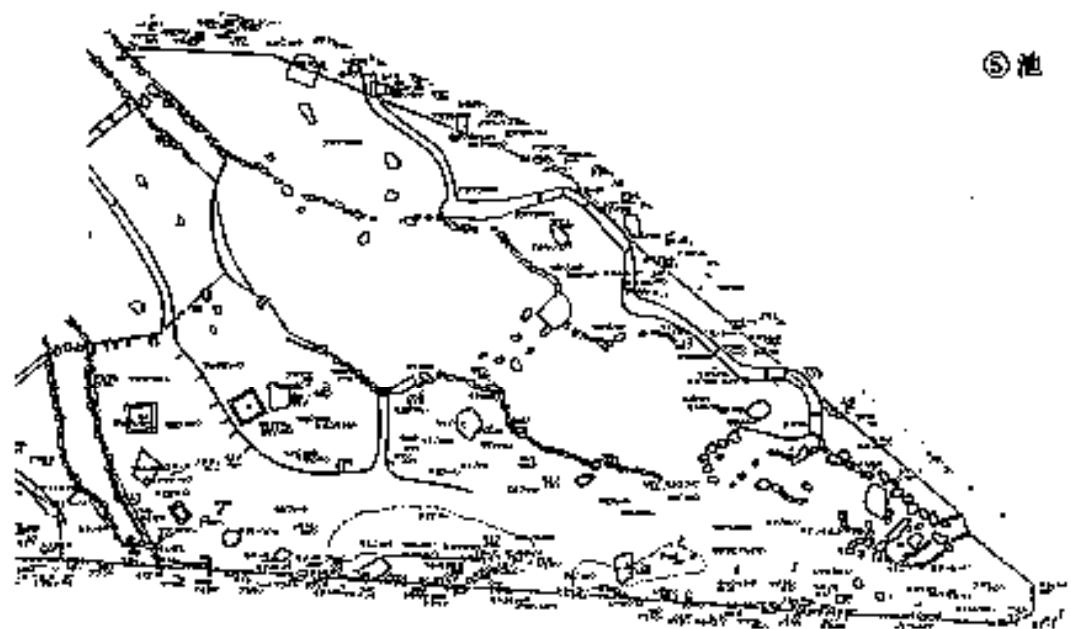
あるいは掘り起こしを行い、端端に砂利が不足した差  
にのみ、砂利の補充を行う。

#### ④流れ



山県は、近世の京都風の庭造りに對して、「己流儀の庭園を作ること」を目指し、その言述からは、植栽樹木の樹種の選定だけではなく、手入れの仕方にまで確認することができる。とくに、流れについての言述の中では、「よく山村などへ行くと、此前のような清川が潺々と繞（めぐ）つて流れてゐるが」とあり、無鄰裡に潤らかな川を伴う山村の場所のイメージが重ねられていている。そのことから山県の意図を汲み取ると、流れ周囲の樹木は、技巧的な手入れではなく、それぞれの植栽樹木の特性に沿つた自然な手入れをすることが求められる。高木は、できる限り單木に仕立てつつ、群植の一体感を保つよう、樹高や枝振りを揃える。枯死した樹木は、実生ではないかぎり、原則的に同じ樹種を補植する。恩賜松の補植については、一般の松を植えればよいという性質のものではないので、慎重に接討する。山県は、葉桜（ヤマザクラ）を植えたと言述しているが、その位置、種類については明確ではない。しかし、害虫の発生など保存管理上の問題があるため、その根拠となる資料が発見されない限り、補植の対象とはしない。

低木は、山県がその報付に氣を使つた景石、護岸石に覆い被らないよう配慮し、「都林泉名勝圖会」などにみられる近世の京都の庭園で流行した樹木の整形的な刈り込みは控える。流れ沿いのサツキは、山県の言述に即して「岩に附着たように低（ひ）い状態を維持し、山県がその植え付けに苦心したクサボケと共に、中抜き透かし、樹冠内に落葉が堆積しないよう配慮する。菜山の芝生は、健康状態に配慮しながら、定期的に



刈り込む。築山上の苔の生育には、十分配慮し、苔が絶えることによつて表土が流失を防ぐ。とくに、(5)池塘周辺については、元来無鄰庵に生息してきただと伝わり名勝野龍山荘庭園でもみられるスギゴケの生育を優先する。ついては、陽光を多く得られる範囲についても、オオスギゴケを分布させるよう、場合によつては移植を行う。スギゴケは、築山の表面に根茎が走つたり凹みが生じていれば、生育に支障が出るため、植栽樹木の健康状態に配慮した上で根茎を除去し、凹みを埋める。さらに、スギゴケは、人為なしに同箇所の自然環境上の優位種であるホソバオキナゴケやシラガゴケあるいはミズゴケ等の生育に抗することができないため、それら優位種は、定期的に摘出することがある。摘出した苔は、(4)流れ一口コケ地周辺への有効利用をする。

## (6) 外縁

無鄰庵の本質的価値の一つである、比叡山を望みその結果として園内からの東山の借景を実現するために、植栽樹木の伸張速度と外部の遮蔽を前提した、(6)外縁の計画的かつ緻密な手入れが不可欠である。無鄰庵の外周で、景観上支障があると考えられるのは、図〇のA～Fの建物並びに仁王門通りに設置された信号機と標識である。また、二階建てバスや大型トラックの上部は、来訪者の視野に入る。外縁の植栽樹木は、恒常維持管理の範囲では全般を

手入れすることができないため、区域を分け、複数年度にまたがって手入れを行う。具体的には、樹高が伸び、高密度化している樹木の枝下ろし、交差する枝民枝等の枝抜きを行い、林床に光を取り入れ、中枝の生育を促す。次に、中枝が一定程度生育してきた段階で、均等に射光させ、樹形を安定化させるように、中枝の枝葉の整理を行う。その後も、樹木の透かし剪定を行つて、定期的に行い、林床に光を取り入れ、枝葉が適正に生育する越生に導く。



光が入ることにより実生樹木の生育が促されるため、

工程に関しては、現在までの実施状況から、5年1サイクルを目処とし、一々四年目で範囲ごとの修復剪定を行い、五年目を目処として全体の修正及び調整を行う。作業は、樹木の生育期間を考慮し、外縁部と外縁の内側部分は二・三年ずらすなど工夫をする。

工程一 外縁樹木（特に上部）の枝抜き<sup>枝を抜く</sup>を行い、林床に光を入れ、外縁樹木の中枝の生育を促進する。

工程二 外縁樹木の中枝が一定程度生育してきたら、重なり合う外縁樹木の枝葉の整理を行い、それぞれの樹木に均等に射光するようになり、樹形を安定させる。

工程三　外縁樹木の中枝が生育し、周辺景観を有する程度遮蔽できるようになつたら、園池側の低木の切り下げを行うと同時に実生樹木の整理を行う。それにより、旧来、外周道路への見えを遮断していた樹木の切り下げや実生樹木の整理をすることで、外縁に奥行きがあり、透けた雰囲気を得られる。

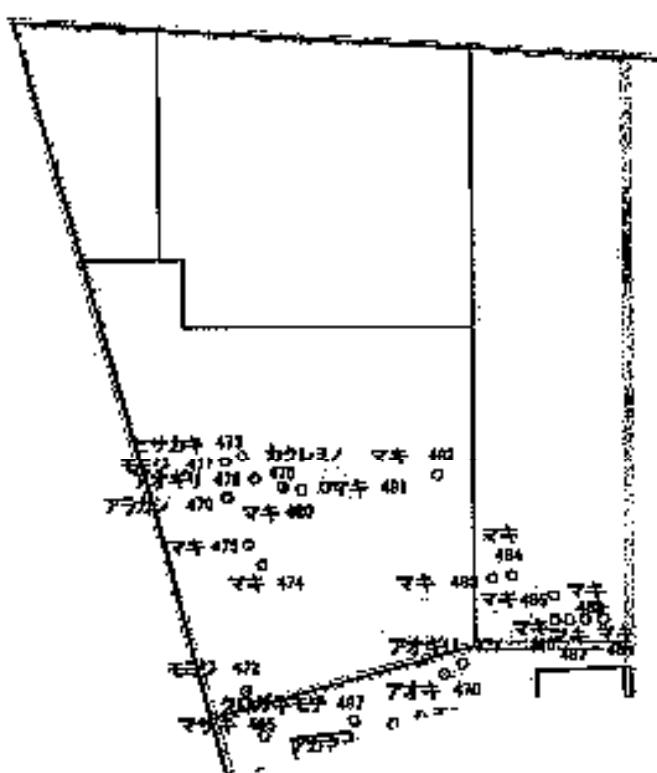
工程四 定期的に外縁部及び外縁の内側部分の管理を行う。樹木の生育状況に合わせ、同様の処置を繰り返す。

※ 技抜き・・・大きな坡と枝の隙間が等間隔になるように、混みすぎた部分の枝を削り除くこと。

◎管理・作業スペー

⑦管理・作業スペース  
利用は、管理目的に限られており、場により周囲が遮蔽されていることから、植栽等に関しては、現状を踏襲する。

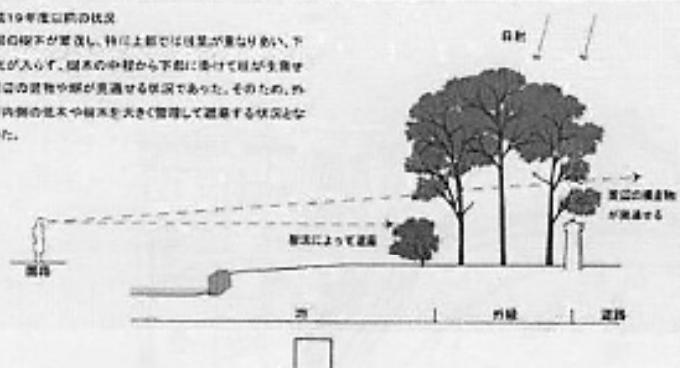
建物や周辺環境などに影響を与えない程度に、除草及び樹木の剪定を行う。



(資料)外縁の手入れの考え方 1

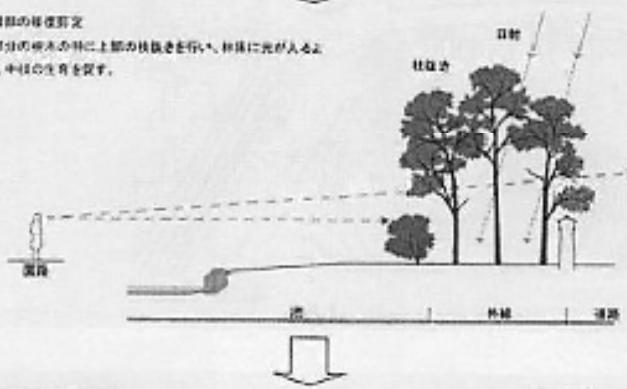
■平成19年度以前の状況

外縁樹の枝が重複し、林内上部では日照が足りない、下部に光が入らず、樹木の中程から下部にかけて枝が生長せず、周囲の植物や草が繁殖する状況であった。そのため、外縁より内側の枝木や根本を大きく整理して整備する状況となっていました。



■外縁樹の枝抜き

外縁部分の枝木の幹に上部の枝抜きを行い、林床に光が入るようになり、中程の生育を促す。



■内縁の内側部の枝抜き

中枝が一定程度生長し、周囲の植生地や草がある程度遮蔽できるようにならったら、均等に光を取り入れて、樹形を安定させる為に、枝葉の整理を行い、また、日陰のため大きめに剪定している樹木の切り下げ及び実生樹木の管理を行う。樹木の枝葉が遮蔽が重なり合うことで、周囲の通行やすが演出され、かつ外縁樹木を保護することを目指す。



樹木の生育状況に合わせ、剪定の効率を運行道。

対象:外縁樹木(幹に上部)の枝抜き\*\*を行なう。  
目的:林床に光を入れ、外縁樹木の中枝の生育を促進する。



対象:外縁樹木の中枝が一定程度生長してきたら、重なり合う外縁樹木の枝葉の整理を行う。  
目的:それぞれの樹木に均等に射光するようにし、樹形を安定させる。

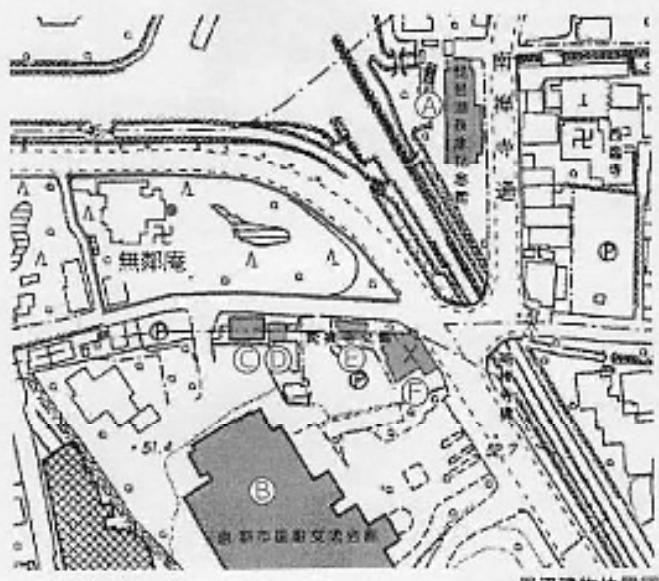


対象:外縁樹木の中枝が生長し、周囲景観をある程度遮蔽できるようになら、周囲の植木の切り下げを行う。同時に実生樹木の整理を行う。  
目的:旧来、外周道路への見えを遮断していた樹木の切り下げや実生樹木の整理することで、外縁に通行ができる、通けた雰囲気を得られる。



定期的に外縁部及び内側部分の管理を行う。

### (資料)外縁の手入れの考え方 2



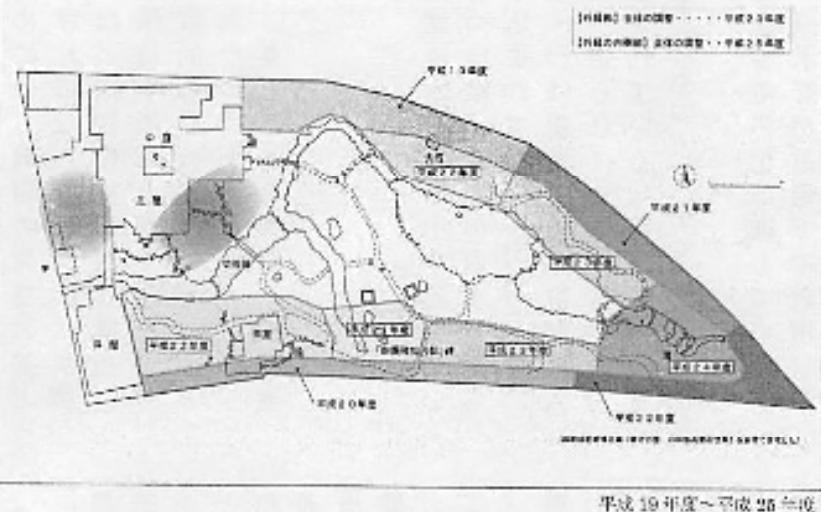
#### 周边建筑物位置图



### 外縁と敷地外部の建物との関係

### (資料)外縁の手入れの考え方 3

外縁の手入れに関しては、現在までの実施状況から、5年で1サイクルを目処とし、1~4年目で各範囲ごとに整定を行い、5年目には全体の修正及び調整を行うこととする。桜木の生育期間を考慮し、外縁部と外縁の内側部分は2~3年ずらして作業を実施することとする。



平成 19 年度～平成 26 年度

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
外縁部				全体						全体
外縁部の内側部						全体				
その他の箇所			●		●					

### 第三節 周囲との保存管理に係る調整

本質的価値の一つとして再検討したとおり、無鄰庵の本質的価値を持続するためには、周囲の諸施設等との相互依存関係に配慮しなければならない。特に無鄰庵園の水系、景観については、周辺環境が現状維持、あるいは改善されなければ保持することができない。言い換えれば、無鄰庵の本質的価値の保持は、周囲と一緒に検討することが不可欠なのである。

以下、保存管理に伴つて必要とされる周囲への配慮の必要性について概観する。

#### (一) 疏水

無鄰庵の池泉用水は琵琶湖疏水の水を引き込んでいた。系統は二つあり、ひとつは蹴上船溜の取水口から鉄管で庭園の滝口に引き込まれている(明治二八年九五年頃竣工)。もう一つは関西電力発電所取入口付近の取水口から動物園へ送られている配管から分歧して、茶室付近へ引き込まれている(明治三六年〇三年頃竣工)。(以下疏水の水を引く配管を「原水管」と呼ぶ。)

いずれも敷設後長期間が経過し老朽化が進んでいるところ、先には動物園系統の原水管が道路下で破損し漏水事故を起こしたこともあり、早急な対策が必要な状況である。

現状ルートは敷設当初からの詳細な面が存在しない

いうえに、道路の改築もあって道路下の原水管の埋設位置は推定でしかわからない状況である。

#### (二) 周辺施設

無鄰庵の周囲には、琵琶湖疏水をはさんで北側に京都市動物園、東に琵琶湖疏水記念館、南には京都国際交流会館等の公共施設と、西側には老舗料亭の瓢亭があり、将来的な大規模開発行為については問題ないとみられる。しかし、南禅寺通の東側と、国際交流会館と南禅寺参道との間に数軒の民有地がある。南禅寺通と南禅寺駅場に接まれている民有地は、無鄰庵の借景となっている南禅寺山の方角と重なり、景観の支障になり得る。

#### (三) 道路

無鄰庵は、敷地の周囲をすべて道路で囲まれている。南は南禅寺参道、東と北側を仁王門通に挟まれ、西側の細い路地に表門を構えている。南側の南禅寺参道はさほど車の通行量は多くないが、北側に接する仁王門通は、二車線の広い道であり、三条通のバイパスとして機能しており、車の通行量が多い。

#### 第四節 現状変更に係る文化財保護法等

##### (一) 文化財保護法 第一二五条

史跡名勝天然記念物に関する現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない。

##### (二) 文化財保護法 第一八四条

次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。  
二 第43条又は第125条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令(重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。)

(三) 文化財保護法施行令第5条 (第1~3項省略)  
4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号イからトまで及びリに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあつては、当該市の

教育委員会)が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等(「イからヘまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。」)に係る法第125条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令(イ 小規模建築物(階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が120平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で3月以内の期間を限つて設置されるものの新規建築、増築、改築又は除却

ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却(増築、改築又は除却にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が160ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域におけるものハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置、改修若しくは除却(改修又は除却にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

ニ 法第115条第1項(法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。)に規定する史

跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修

ヘ 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）ト 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着

チ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

リ 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヌ イからりまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会（当該計画が町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該計画が市の区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等